

平成23年度

包括外部監査報告書

警察本部の委託料及び財政的援助団体等に関する
事務の執行等について

栃木県包括外部監査人

深 谷 卓 男

目 次

I	外部監査の概要	
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	
(1)	外部監査対象	1
(2)	外部監査対象期間	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	実施した監査の方法	
(1)	監査の要点	1
(2)	実施した監査手続	1
5.	補助者の選任	1
6.	外部監査の実施時期	1
7.	利害関係	2
II	栃木県警察の概要と外郭団体	
1.	栃木県警察と外郭団体	3
2.	外郭団体との関係	7
3.	委託料の支出先ごとの内容	7
4.	緊急雇用対策として実施した委託事業	9
III	警察本部から栃木県交通安全協会に対する委託業務等	
1.	交通安全協会の概要	11
2.	監査の概要	11
3.	監査の結果	
(1)	更新等事務補助業務委託	12
(2)	更新通知事務委託	13
(3)	行政処分者講習	14
(4)	違反者講習	17
(5)	原付免許技能講習	18
(6)	交通安全教育センター管理運営委託	20
(7)	交通安全教育事業委託	22
(8)	自動車保管場所現地調査	23
(9)	自動車保管場所登録、標章作成業務	24
(10)	道路使用許可現地確認業務	25

IV	警察本部から栃木県防犯協会に対する委託業務等	
1.	防犯協会の概要	
(1)	目的	27
(2)	組織・会員	27
(3)	設立	27
2.	監査の概要	
(1)	委託料について	27
(2)	補助金について	28
3.	監査の結果	
(1)	委託料について	28
(2)	補助金について	31
V	栃木県暴力追放県民センター	
1.	暴力追放県民センターの概要	
(1)	事業の目的	33
(2)	法人の変遷	33
(3)	組織の概要	34
(4)	栃木県の財政的支援の状況	34
(5)	栃木県の出損の状況	34
2.	監査の概要	34
3.	監査の結果	
(1)	不当要求防止責任者講習の委託	34
(2)	補助金について	35
(3)	財務内容の検討	37
VI	警察本部から被害者支援センターとちぎに対する委託業務等	
1.	被害者支援センターの概要	
(1)	目的	42
(2)	組織	42
(3)	沿革	42
(4)	事業の概要	42
2.	監査の概要	
(1)	補助事業について	43
(2)	委託業務について	43
3.	監査の結果	
(1)	補助事業について	43

(2) 委託業務について.....	44
VII 警察本部のその他の委託業務	
1. 概要	45
2. 監査の結果	
(1) 本部庁舎管理委託.....	45
(2) 警備員指導教育責任者講習.....	46
(3) 通信指令システム管理委託(地図自動現示システム)	47
(4) 重要犯罪捜査支援システムセンター装置保守点検業務委託.....	49
(5) 安全運転管理者講習委託.....	50
(6) 放置車両確認事務委託.....	51
(7) 放置駐車違反管理システム改修.....	52
(警察庁システム機能改善に伴う放置駐車車両の管理システムの改修)	
(8) 交通管制施設保守管理委託.....	53
(9) 交通信号機保守委託.....	54
(10) 指定自動車教習所職員講習.....	55
(11) 運転免許センター施設管理委託.....	56
(12) 被留置者診療委託.....	57
(13) 更新時講習	59
(14) 仮免許試験等補助業務(試験補助、作成交付)	61
(15) 高齢者講習	62
(16) 認知機能検査.....	63
VIII 緊急雇用対策として実施した委託業務	
1. 概要	
(1) 高齢者交通安全パトロール隊業務委託.....	65
(2) 防犯対策支援事業(防犯パトロール隊)	65
2. 監査の概要	65
3. 監査の結果	
(1) 高齢者交通安全パトロール隊業務委託.....	66
(2) 防犯対策支援事業(防犯パトロール隊)	66

(本報告書における記載内容の注意事項)

端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。単位未満の端数を四捨五入している場合には、四捨五入をしている旨の記載を行っております。なお、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

I 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

警察本部の委託料及び財政的援助団体等に関する事務の執行等について

(2) 外部監査対象期間

自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日

但し、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

包括外部監査制度が平成 11 年度から開始されて平成 22 年度まで 7 部、2 局及び 1 委員会で 26 件のテーマを監査対象としてきた。そこで、これまで監査対象となっていない部局及び委員会を検討し、この中で平成 22 年度の予算額が 44,422 百万円と最も多い警察本部を選定した。

4. 実施した監査の方法

(1) 監査の要点

①警察本部の委託料及び財政的援助団体等に関する事務が、法令、条例及び規則等に則り適切に執行されているか。

②警察本部の委託料及び財政的援助団体等に関する事務が、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に執行されているか。

(2) 実施した監査手続

①警察本部の委託料及び財政的援助団体等に関する事務について、担当者及び関係人に説明を求め質問をした。

②関係書類について、閲覧及び照合した。

③その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

5. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 小島明、同 江原照雄、同 森正人、同 福田栄を選任した。

6. 外部監査の実施時期

平成 23 年 7 月 19 日から平成 24 年 1 月 11 日まで監査を実施し、平成 24 年 2 月末日に最終的な意見をまとめたものである。

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第 252 条の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ 栃木県警察の概要と外郭団体

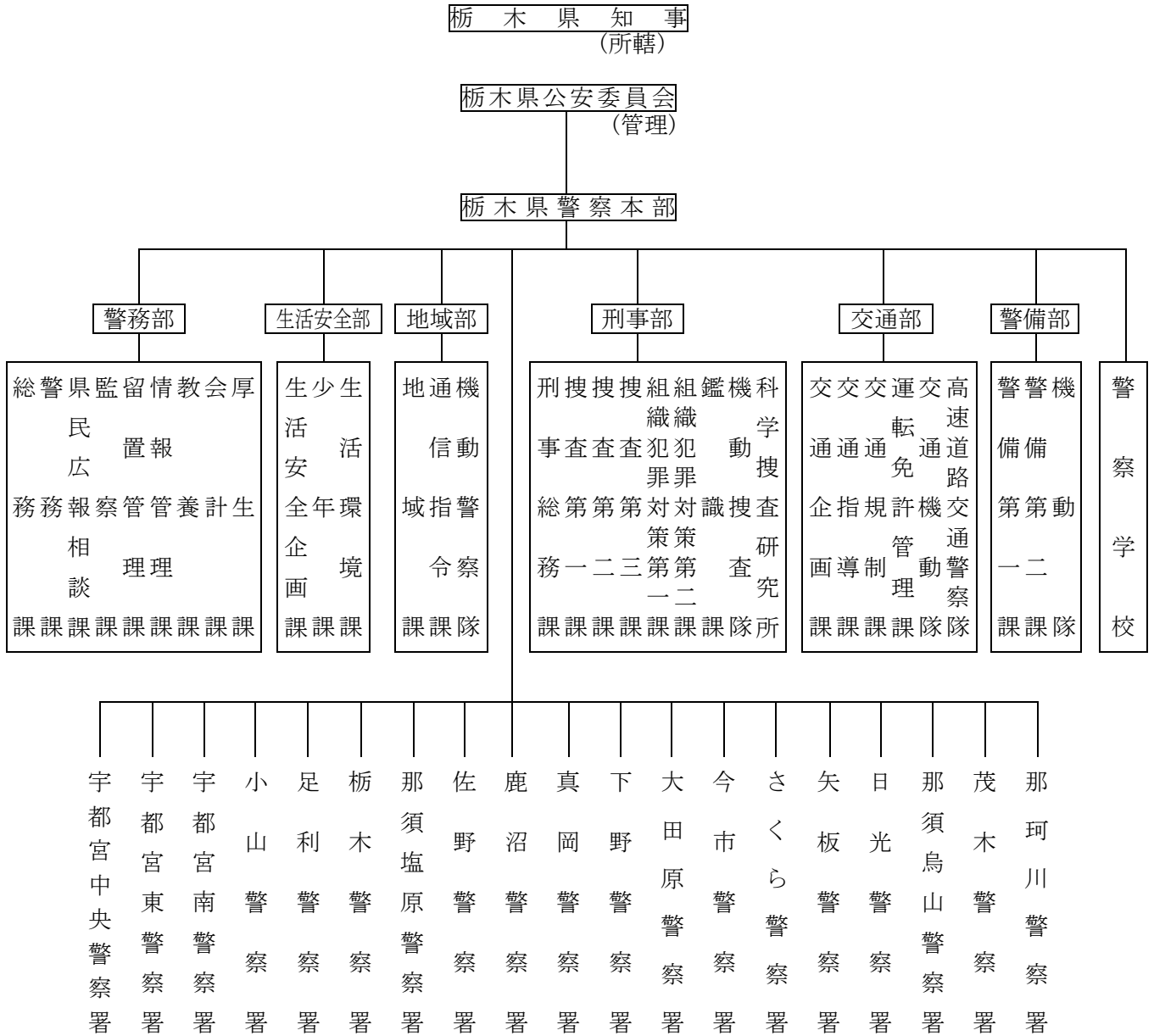
1. 栃木県警察と外郭団体

栃木県警察は、公安委員会のもと犯罪防止、パトロール、殺人・強盗等の容疑者の逮捕や暴力団・けん銃等の取締り、交通指導及び右翼等の違法取締り、テロ対策等の活動を通して、栃木県民の安全と安心を守り、また公共の安全維持に向けた活動を行っている。

具体的には、栃木県内に 19 箇所の警察署を管轄地域として、管内で発生する刑事、生活安全交通、警備に関する事件事故に対処し、管内の治安維持に努めている。

栃木県警察の組織図は次頁のとおり。

組織図



栃木県警察の業務運営の指針として、全職員が共通の認識のもとに業務を推進するために平成 22 年栃木県警察重点目標を下記のとおり策定している。

基本姿勢 「県民とともに歩む力強い警察」

基本目標 「安全で安心な地域社会をめざして」として、以下の重点目標を定めている。

- (1) 犯罪抑止総合対策の推進
- (2) 街頭活動の強化
- (3) 重要犯罪等の徹底検挙
- (4) 組織犯罪総合対策の推進
- (5) 交通死亡事故の抑止
- (6) テロ等重大突発事案対策の推進
- (7) 県民の要望に応える活動の推進

上記の業務を運営するための警察本部の平成 22 年度の決算額は、42,611 百万円計上されており、これは一般会計決算総額 790,738 百万円の 5.4%を占めている。

警察費予算目別決算額集計表は次のとおりとなっている。

警察費予算目別決算額集計表 (単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
公安委員会費	6,880	6,794	6,726
警察本部費	35,979,449	36,215,499	34,780,827
装備費	650,026	698,028	1,038,314
警察施設費	4,487,628	6,584,155	4,379,278
運転免許費	1,138,658	1,247,871	1,202,577
恩給及び退職年金	124,516	112,862	104,877
一般警察活動費	444,900	434,482	406,128
刑事警察費	219,469	212,135	210,461
交通指導取締り費	408,168	453,455	481,897
合 計	43,459,699	45,965,285	42,611,089

警察費予算節別決算額集計表は次のとおりとなっている。

警察費予算節別集計表(決算額)

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
報酬	266,092	270,363	269,704
給料	14,775,336	14,690,249	13,723,228
職員手当等	14,869,242	14,694,579	14,488,619
共済費	4,460,908	5,041,729	4,923,553
災害補償費	7,359	7,322	7,893
恩給及び退職年金	124,516	112,862	104,877
賃金	81,878	77,603	80,801
報償費	225,323	219,236	218,094
旅費	201,169	163,307	148,613
交際費	1,208	1,086	1,080
需用費	1,968,933	2,021,637	1,914,137
役務費	762,889	745,922	706,612
委託料	1,482,193	1,496,043	1,407,424
使用料及び賃借料	1,783,952	1,886,846	1,858,802
工事請負費	2,152,819	3,702,555	2,536,233
公有財産購入費	-	590,678	-
備品購入費	128,339	155,177	138,404
負担金補助及び交付金	74,567	59,992	65,987
補償補填及び賠償金	72,580	3,444	2,928
償還金、利子及び割引料	12	-	-
公課費	20,374	24,648	14,089
合 計	43,459,699	45,965,285	42,611,089

警察費決算額のうち、委託料は 1,407 百万円計上されている。割合としては多くはないが、委託料のうち半分以上が警察本部の所謂外郭団体に支出されている。これらの外郭団体には、警察 OB が多数再就職しており業務の運営上も緊密な関係にある。従って、外郭団体への事業の委託について、事務の執行が適正に行われているか否かを中心に監査することとした。また、外郭団体には、財政的援助団体も含まれているので委託料の支払いとは別に、指定管理先・出捐先・補助金交付先の視点からも合わせて監査することにした。

外郭団体としては、下記の団体が挙げられる。

- | | |
|---|-------------------|
| (1)財団法人 栃木県交通安全協会
(以下、交通安全協会という) | 指定管理先及び事業委託先 |
| (2)社団法人 栃木県防犯協会
(以下、防犯協会という) | 補助金交付先及び事業委託先 |
| (3)公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター
(以下、暴力追放県民センターという) | 出捐先、補助金交付先及び事業委託先 |
| (4)公益社団法人 被害者支援センターとちぎ
(以下、被害者支援センターという) | 補助金交付先及び事業委託先 |

2. 外郭団体との関係

警察本部から受けている財政的援助等の具体的内容は以下のとおりである。

(平成 22 年度の県からの財政的援助等の内容)

- | | |
|---------------|--|
| (1)交通安全協会 | 指定管理委託料 55,700 千円 |
| (2)防犯協会 | 補助金 8,079 千円 |
| (3)暴力追放県民センター | 出捐 449,139 千円(出捐割合 76.2%)
及び補助金 15,529 千円 |
| (4)被害者支援センター | 補助金 4,000 千円 |

(1)交通安全協会は、指定管理の業務に係る出納その他の事務、また、(2)防犯協会及び(4)被害者支援センターは、補助金に係る出納その他の事務についても委託料に合わせて監査対象とした。さらに(3)暴力追放県民センターは、全ての事業に係る事務について監査対象とした。

3. 委託料の支出先ごとの内容

警察本部で支払っている委託料の支出先ごとの内容は、以下のとおりである。

交通安全協会

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
更新等事務補助業務	56,405	68,826	63,858
更新通知事務	21,291	26,973	24,456
高齢者講習通知	4,076	4,012	4,031
行政処分者講習	77,599	69,024	60,207
違反者講習	14,085	13,398	13,551
特定任意講習	14	93	88

原付免許技能講習	13,231	13,975	10,827
交通安全教育センター管理運営委託	76,293	55,700	55,700
交通安全教育事業委託	33,822	26,318	25,200
自動車保管場所現地調査	155,170	156,194	149,436
自動車保管場所登録、標章作成業務	56,667	56,544	54,107
道路使用許可現地確認業務	32,553	33,710	33,661
更新時講習	191,776	224,884	207,447
取得時講習	931	1,066	568
応急救護処置講習	337	247	215
仮免許試験等補助業務(試験補助、作成交付)	24,347	23,969	24,298
高齢者講習	152,634	185,231	182,843
認知機能検査		6,565	13,664
合 計	911,239	966,735	924,165

※更新時講習以下は各指定自動車教習所に対する委託であり、この中には交通安全協会運営の栃木県自動車学校及び西那須野自動車学校が含まれる。

防犯協会

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地域安全対策推進事業業務委託	2,154	2,117	2,180
風俗営業管理者講習	864	788	704
風俗営業許可申請調査業務	2,013	2,439	1,957
変更承認申請調査業務	61	15	15
合 計	5,094	5,360	4,857

暴力追放県民センター

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
不当要求防止責任者講習	1,688	1,688	1,688

被害者支援センター

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
被害者直接支援業務委託		231	396

その他委託先

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
本部庁舎清掃委託	22,440	12,411	12,411
本部庁舎設備常駐管理等委託	43,218	43,218	43,218
通信指令システム管理委託	15,120	7,560	18,711
重要犯罪捜査支援システム保守管理委託	9,975	11,655	11,655
安全運転管理者講習	24,064	23,817	23,683
放置車両確認事務委託	19,168	33,494	31,455
放置駐車違反管理システム改修		29,989	18,018
交通管制施設保守管理委託	56,002	49,140	49,455
交通信号機保守委託	29,400	26,239	25,567
運転免許センター中央監視装置監視業務委託	13,598	13,598	13,598
小 計	232,987	251,123	247,773
その他	331,184	270,904	228,544
合 計	564,171	522,028	476,318

交通安全協会及びその他委託先については、1件当たり概ね1,000万円以上のものを監査対象とした。

4. 緊急雇用対策として実施した委託事業

この委託事業は栃木県緊急雇用創出事業の雇用対策として、警察費でなく労働費として産業労働観光部から予算の配当替を受け雇用対策事業として支出されたものであり、具体的には、高齢者交通安全パトロール隊業務及び防犯対策支援事業の二つである。高齢者交通安全パトロール隊事業は交通安全協会に対して、防犯対策支援事業は防犯協会に対してそれぞれ委託している。

上記二つの団体は財政的援助団体でもあり、委託料の監査という視点から警察費に加えて監査対象とした。

緊急雇用対策として実施した委託事業の過去3年間の委託金額は、以下のとおりである。

労働費(緊急雇用対策)

交通安全協会

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者交通安全パトロール隊業務委託			82,709

防犯協会

(単位：千円)

項	目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	防犯対策支援事業 (防犯パトロール隊)		186,772	202,551

Ⅲ 警察本部から栃木県交通安全協会に対する委託業務等

1. 交通安全協会の概要

交通安全協会は、年々増加する交通事故に対応するため県下各警察署単位に設立されていた交通安全協会を結集して、昭和 24 年 4 月に「栃木県交通安全協会連合会」が結成された。その後急速な社会情勢の変化に対応すべく任意組織の連合会を発展的に解消し、昭和 34 年 10 月に法人としての認可を受け設立された。

交通安全協会は、栃木県内における交通道德の向上、交通事故の防止等に努め、もって交通の安全と円滑に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 交通道德の向上と交通事故の防止のための広報活動及び啓発活動
- (2) 交通に関する諸施設の設置及び維持管理
- (3) 交通安全に関する教育及び調査研究
- (4) 交通事故に係る相談
- (5) 交通関係功労者・団体及び優良運転者の表彰
- (6) 機関紙の発行
- (7) 栃木県交通安全活動推進センターの事業
- (8) 県内の区域を分けて結成された交通安全の推進を図る団体の交通安全活動に関する調整
- (9) 栃木県、公安委員会及び交通関係団体から委託又は指定を受けた事業
- (10) 交通安全資器材等のあっせん事業
- (11) 自動車教習事業
- (12) その他協会の目的達成に必要な事業
 - ① 貸車事業
 - ② 証明写真撮影事業
 - ③ 郵便切手類売りさばき事業
 - ④ 県証紙売りさばき事業

2. 監査の概要

下記事項について関係資料を閲覧し、関係者に質問をした。

- (1) 契約の方式及び相手方の選定方法が適正か、委託理由に合理性があるか
- (2) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- (3) 委託料の算定方法は適正か、委託契約は適法で、支払は正確か
- (4) 委託料は業務内容に対し適正な水準か
- (5) 委託先では業務コストの削減努力が行われているか
- (6) 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか

(7) 委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

3. 監査の結果

(1) 更新等事務補助業務委託

① 委託業務の内容

道路交通法第 108 条第 1 項の規定に基づき公安委員会の指定により運転免許証(以下「免許証」という)更新事務、免許証再交付事務及び免許証記載事項変更事務の業務を委託するものである。

この業務は、道路交通法施行規則第 31 条の 4 の 2 に基づき委託するものであるが、公安委員会が組織及び能力を有すると認めた法人は交通安全協会以外にないことから、地方自治法施行令第 167 条の第 1 項第 2 号の規定により随意契約としている。また、財務規則第 161 条第 1 項及び同運用通知同条関係第 3 項 3 号の規定に基づき見積書を徴収しないものとし、相手方が契約の内容を承諾した場合の証明として承諾書を徴収している。

委託料は、「運転免許証に関する窓口事務仕様書」に基づいた業務の 1 件ごとの単価契約としている。

② 検出事項

i 委託単価

委託料の実績内訳は下記のとおりとなる。

委託事務の内容	委託単価 (消費税別)	取扱件数	委託料 (消費税込)
免許証更新事務(大中規模警察署)	222 円	174,521 件	40,680 千円
免許証更新事務(小規模警察署)	238 円	10,972 件	2,741 千円
免許証更新事務(運転免許センター)	66 円	132,849 件	9,206 千円
免許証再交付事務	193 円	1,226 件	248 千円
免許証記載事項変更事務	155 円	67,180 件	10,933 千円
免許証更新経由申請	575 円	79 件	47 千円
合 計		386,827 件	63,858 千円

委託単価の積算は、1 分当たりの人件費に 1 件に掛る業務処理時間を乗じ、これに 1 件当たりの諸経費を加算して計算される。

1 分当たり人件費は、平成 19 年度県行政職の 19 歳から 23 歳までの平均給与総額に社会保険料を加算したものを年間労働時間で除して求め、諸経費は年間の複写機料金、保守料及びメ

メンテナンス料等の合計額を取扱予定件数で除して求めている。

ii 随意契約のあり方(意見)

交通安全協会は、総職員のうち約4割が警察OBであり、交通安全に対しての知識、技能に優れていることから、公安委員会は、交通安全協会が免許関係事務を委託できる組織及び能力を有するものと認めたものである。

しかし、この委託契約が随意契約のため、経済的合理性及び効率性の観点から改善が進みにくいことは否定できない事実である。昨今の地方自治体の民間への業務委託の方式が、特別の事情がない限り競争入札方式へ移行してきていることを踏まえると、この方式へ移行すべきものとする。この点について、平成23年度から一般競争入札へ移行していることは評価できるものである。

(2) 更新通知事務委託

① 委託業務の内容

上記(1)と同じく公安委員会の指定により、免許証更新連絡事務及び高齢者講習通知事務の業務を委託するものである。

また、随意契約、承諾書の徴収及び単価契約であることも上記(1)と同様である。委託料の内訳は、下記のとおりである。

免許証更新連絡事務	24,456 千円
高齢者講習通知事務	4,031 千円

② 検出事項

委託単価

委託業務の内容	委託単価 (消費税別)	取扱件数	委託料 (消費税込)
免許証更新連絡事務	70 円	332,737 件	24,456 千円
高齢者講習通知事務	84 円	45,708 件	4,031 千円
合計		378,445 件	28,487 千円

委託単価の積算は、1分当たりの人件費に1件に掛る業務処理時間を乗じ、これに1件当たりの諸経費を加算して計算される。

各委託単価の計算は次のとおりである。

・免許証更新連絡事務

人件費	14.82 円	=23.89 円×(0.6 分+0.02 分)
維持費	4.91 円	=連絡用紙 3.97 円+リース 0.94 円
郵便料	50 円	
計	<u>69.73 円</u>	

・高齢者講習通知事務

人件費	14.89 円	=24.01 円×(0.6 分+0.02 分)
維持費	19.14 円	=連絡用紙 9.5 円+リース 9.64 円
郵便料	50 円	
計	<u>84.03 円</u>	

上記の委託単価は、円未満四捨五入で計算している。

委託単価の計算方法(指摘事項)

免許証更新連絡事務の人件費の単価計算は、平成 20 年度の県職員行政職の初任給をもとにしているが、高齢者講習通知事務の人件費の単価計算は、平成 19 年度の分をもとにして異なる年度の人件費を参考にしている。本来は最新の数値で単価計算をするべきである。更新等事務補助業務の人件費の単価計算は平成 19 年度分を参考にしているので、統一するべきである。

また、維持費については、平成 21 年度の更新連絡予定者数で計算しているが、平成 22 年度の更新連絡予定者数を使用するべきである。同じく、高齢者講習通知事務の維持費についても、平成 20 年度の更新連絡予定者数で計算しているので平成 22 年度の更新連絡予定者数を使用するべきである。

(3)行政処分者講習

交通安全協会は、警察本部より行政処分者講習を受託事業として実施している。具体的には、交通違反等を犯して 30 日間から 180 日間の運転免許停止になった者のうちから希望者に対して講習を実施している。受講者に対して講習後に試験を行い、成績により免許停止期間が短縮される。

①委託業務の内容

講習は、運転免許センター内で実施される。講習の受付と終了業務は警察本部が行い、講習・試験の実施が交通安全協会へ委託されている。この講習では講師など警察 OB の関わる人数は 9 名である。

平成 22 年度まで、警察本部は、交通安全協会に随意契約による業務委託を行ってきた。講習の契約は、3 年に一度見直されて更新している。

平成 23 年度からは、競争入札を実施した。競争入札に際して、事前の入札説明会の参加者はあったが、東日本大震災の影響で応募はなかった。法的講習義務付けのために、公安委員会の認定を受けた者のみが、入札に参加できる。

違反区分と運転免許停止期間の短縮に義務付けられる必要な受講の時間

講習の区分	運転免許停止期間	左記期間の短縮に義務付けられる講習の時間
短期講習	40 日未満	6 時間
中期講習	40 日以上 90 日未満	10 時間
長期講習	90 日以上	12 時間

受講者 1 名につき、交通安全協会が受け取る委託料

講習の区分	金額	算出方法
短期講習	6,768 円	(1,128 円/1 時間当たりの委託料) × 6 時間
中期講習	11,280 円	(1,128 円/1 時間当たりの委託料) × 10 時間
長期講習	13,536 円	(1,128 円/1 時間当たりの委託料) × 12 時間

上記の時間当たりの計算根拠(1,128 円/1 時間当たり)は、警察本部の内部で作成している設計書である。この設計書に基づき業務委託の契約がなされている。このため、設計書を過年度に遡って入手し、そこに示された計算根拠を検討し、担当者に計算根拠の説明を求めた。

設計書の構成要素

(単位：円)

1 講習につき受講者 1 人 1 時間当たりの人件費 (A)	365.01
1 講習につき受講者 1 人 1 時間当たり物件費 (B)	763.62
1 講習につき受講者 1 人 1 時間当たりの委託料 合計 (A) + (B)	1,128.63

上記の物件費 (B) の内訳は、以下のとおりである。

物件費の内訳

(単位:円)

物件費の主な内容		金額	計算根拠
物件費	教育用機材 テレビ(a)	917.62	{(567,000-56,700)×36式} / (5年×4,004時間)
	ビデオデッキ(b)	254.90	{(157,500-15,750)×36式} / (5年×4,004時間)
	ビデオテープ(c)	717.48	{(79,800×2本)×36式} / (2年×4,004時間)
	その他教材費(d)	22,064.47	
	減価償却費(e)	1,661.26	
	教材費(f)	1,874.60	
1 講習 36 人の物件費総額 (a)～(f)の合計 (g)		27,490.33	

(g)27,490.33円 / 36人 ≒ 763.62円 (1講習につき 1人1時間当たり物件費(B))

②検出事項

設計書の物件費計算(指摘事項)

積算が講習の実態と乖離し、その積算により随意契約が行われている。

例えば、テレビ(a)の単価を1台当たり567千円計上し、しかも1回の講習で人数分(36人分)のテレビを利用する積算を行っている。

このように、実際の講習に要する費用と積算との間に大きな乖離が生じている。

また、物件費の基礎となる教育用機材の使用時間も年間4,004時間を見込んでいる。年間講習日数を250日と仮定すると、1日当たり約16時間稼動することになる。講習の平均時間は、1日当たり6時間程度であり、その時間内の一部に教育用機材を使用する講習が組み込まれているに過ぎず、現実離れした利用時間を基礎にしている。

物件費を適正価格で、適切な使用時間を見積もって設計を行うべきである。

設計書の更新変更(指摘事項)

委託契約は、3年に一度見直されて更新している。監査の対象となった平成22年度の設計書(実際は平成20年度の設計書を3年間使い続けている)と、平成17年度の設計書とを比較して検討した。

物件費については、平成20年度の設計書と平成17年度の設計書とでは、同額で同じ積算を行っていた。この間に講習に要する機材の変更や、利用方法の変更はなかったのであろうか。

積算に際しては、更新の都度、必要な機材や過年度の利用実態などを踏まえて適正に設定し、必要となる費用を適切に折り込んだ設計書を作成すべきである。

総額方式と単価方式(意見)

設計書の積算方法では、まず、人件費と物件費について講習時間や物件の利用時間で除して、1時間当たりの負担を求めている。次に受講者1人当たりに要する講習時間を掛けて(受講者1人当たりの)単価を求めている。次にその単価に標準的な受講者数を乗じて、講習1回当たりの委託費を積算している(単価方式に基づく)。

講習の運営には、有形固定資産の減価償却費のように受講者人数に関係なく固定的にかかる費用(固定費用)と、受講人数によって増減する変動費用とがある。適切な計算を行うのであれば、設計書の作成に際し、固定的に発生する定額部分と、利用量に応じて発生する部分に分けて行うべきと考える。

さらに、講習費用の多くは、人件費や物件費などの固定費用から構成されている。もし単価方式を継続するならば、固定費用部分について、過去3年間における受講者実績などの適切な利用者数で除して計算すべきである。

(4)違反者講習

①委託業務の内容

違反者講習は、道路交通法第108条の2第1項第13号の規定に基づき、公安委員会が行う軽微な違反をした者に対する違反者講習業務を委託するものである。

・契約の方法及び理由

この業務は、公安委員会が指定した法人に委託するものであるが、公安委員会が組織及び能力を有すると認めた法人は、交通安全協会以外になく、地方自治法第167条の2第1項2号の規定により随意契約としている。

平成23年度より一般競争入札を実施しているが、応募者はなかった。委託料は、3年に一度見直しが行われ、過去平成17年度と平成20年度に改定が行われている。このため、平成22年度の委託金額は、平成20年度に決められた設計書に基づいて算出されている。

講習は、社会参加を含む講習と社会参加を含まない講習とがある。前者は、受講者がマイクロバスで一定の場所に行き、シートベルト着用の広報活動等の社会貢献活動を行う。後者は、それら社会貢献活動は行わず、実際に乗車してブレーキやハンドル等の操作を行う。どちらの講習を受講するかは、受講者の任意とされている。

受講者 1 人当たり委託料 講習時間 1 時間当たりの単価

	受講者 1 人当たり 委託料 (A)	1 講義の講習時間 (B)	受講者 1 人当たり 1 時間の委託料 (A) / (B)
社会参加を含む講習	4,136 円	6 時間	689 円
社会参加を含まない講習	5,563 円	6 時間	927 円

②検出事項

実態に即した設計書の作成(指摘事項)

契約の基礎となる設計金額が、講習の実態と一致しているのか不明であった。

平成 20 年度の委託契約は、平成 17 年度の設計書の金額で締結されている。これは、平成 20 年度の更新時期に新たな設計書を作成したが、平成 17 年度の設計書の金額よりも高額になったことによる。

設計書では、社会参加を含む講習について、受講者 9 人に対して職員 7 人が講習に当たることになっている。受講者が増減しても、この職員 7 人に変化はないため、過去 3 年間の 1 回当たりの受講者数実績を使用して、正確な設計を行うべきである。

また、社会参加を含む講習では、ガソリン 1 リットル当たり 96 円として設計するなど、実態に則していない。

(5)原付免許技能講習

①委託業務の内容

原付免許技能講習は、原付免許を取得しようとする者に対して、原動機付自転車による交通事故を防止するための講習を適切かつ効率的に実施することを目的としている。講習は、運転免許センター内の原付講習コースで実施される。本講習の受講が、原付免許証交付の条件となっている。

・受講対象者

原付免許を受けようとする者で、学科試験に合格した者を対象とする(但し、講習受講予約受付期間中に限っては、学科試験に不合格であった者も含む)。

・講習内容

講習時間は、1 講習につき 180 分で、座学及び講習コースにおける実技講習を実施し、警察本部長通達「原付講習実施要領」による内容である。

・講習指導員

講習に従事できる者は、講習指導員として相応しい経歴と技能を有している者で公安委員会
が認定した者である。

・事務処理要領

- i 「原動機付自転車講習受講申込書」の受理及び「原付講習受講者名簿」の作成
- ii 受講者 10 名に対して指導員 3 名を基準とする指導体制の確保及び技量程度によるグループ分け指導
- iii 1 講習について、実技講習 135 分、座学講習 45 分を実施
- iv 「原付講習実施結果報告書」の作成及び「講習修了証明書」の交付

・随意契約としている理由

業務委託の内容は、原動機付自転車の安全な運転操作方法を講習するものであり、その経験が豊富な者であること、また、日ごとに受講者数の変動が大きいことに対応できる組織力を有することが条件であり、この条件を満たすものは、交通安全協会のみであり道路交通法施行規則第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約としている。

過去 3 年間の年間実施回数、年間受講者数及び委託料の推移は、以下のとおりである。

原付講習 年間実施回数、受講者数及び委託金額

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	3 年間の平均値
実施回数	248 回	251 回	248 回	249 回
受講者数	3,615 人	3,818 人	2,958 人	3,464 人
委託金額(注)	12,601 千円	13,309 千円	10,311 千円	12,074 千円

(注)委託金額は、(受講者数×委託単価)で計算されている。

委託単価は、1 人当たり 3,486 円で計算されている。

平成 22 年度まで警察本部は、交通安全協会に随意契約による業務委託を行ってきた。講習の契約内容は、3 年に一度見直されて更新している。

平成 23 年度からは、競争入札を実施した。しかし競争入札に際して、事前の入札説明会の参加者はあったが、東日本大震災の影響で応募はなかった。法的講習義務付けのために、公安委員会の認定を受けた者のみが、入札に参加できる。

委託契約は、県が作成した設計書に基づき、毎年度締結されるが、委託金額は、3 年に一度見直される。この設計書の単価(受講者 1 人当たりの委託料)で委託契約が結ばれ、交通安全協会に支払われている。

単価計算(受講者 1 人当たりの委託料)の妥当性を検討するために、前回委託契約更新の基礎となった平成 17 年度の設計書と、平成 22 年度の契約の基礎となった平成 20 年度の設計書を

閲覧し、比較検討を行った。

②検出事項

実際とは異なると思われる設計書の内容(指摘事項)

設計書上、使われている機材やその価格、及び利用時間が実際の講習内容と乖離している。例えば、テレビは1台につき567千円として計上されているが、市価の実態とは異なっている。また、1講習当たり45分の座学講習から判断すると、テレビの年間利用予定時間を879時間としているのは合理性を欠く。さらに、ガソリンの積算単価も市価とはかけ離れている。

委託単価は、実態に合わせた積算を行うべきである。

設計書記載の誤りと、その後の更新(指摘事項)

設計書上、平成17年度の記載誤りや計算の誤りがあり、そのまま繰り越され、平成20年度以降利用されている。設計書は、最初に受講者1人当たりの委託単価(3,486円)の結論ありきで、委託単価の結果を導く計算過程は、無視されている。

本来、設計書は作成者が起案し、組織の上席者が複数にわたってチェックを行うべきである。この点に鑑みるならば、内部統制に基づく相互牽制体制が機能していない。設計書の作成は、もっと慎重に行うべきである。

(6)交通安全教育センター管理運営委託

①委託業務の内容

運転免許センターに隣接する交通安全教育センター(以下、センターという)の管理運営を行う業務である。

センターは、県民の交通マナーと交通安全意識を高めるため、交通安全に関する学習や運転技能の向上を図る総合的な交通安全教育を行う拠点として整備されている。センターの施設は、交通安全学習の普及啓発を図るための交通教育館、安全運転技術の習得や様々な交通条件の中で危険を回避できる体験学習施設としての安全運転コースとで構成されている。

交通教育館は、総事業費18億200万円をかけ平成7年5月に開館した施設であり、その主な展示物の内容と整備費用は以下のとおりである。

展示物名	内容	金額
SRV シミュレーション	未来の交通を実体験する展示	1億442万円
安全の基礎知識シミュレーション	安全運転を体験する展示	8,040万円
交通安全シアター	ミニホール	7,665万円
ドライブシミュレーション	交通ルールを遵守した運転を体験する展示	5,315万円
Yes, No クイズ	交通安全に関するクイズ	4,836万円

サイクリングゲーム	自転車の正しい乗り方を体験する展示	4,206万円
二輪車体験	二輪車の正しい乗り方を体験する展示	3,687万円
ドライブシミュレーション	大人用の悪路等の運転を体験する展示	3,443万円

展示物の総整備費用は6億2,976万円となっている。

安全運転コースは総事業費8億7,600万円で平成10年5月に整備されている。安全運転コース内に悪天候や悪路、横滑りや夜間蒸発現象などが体験できるコースを備えており、50分1,000円の料金で利用ができるようになっている。

交通教育館と安全運転コースの過去5年の利用者数の状況は以下のとおりである。

交通教育館及び安全運転コースの利用者の推移 (単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
交通教育館	28,760	29,173	49,824	50,317	49,400
安全運転コース	5,116	5,619	4,926	5,053	4,293

②委託業務の契約方法及び金額

センターの管理運営については、当初から交通安全協会に委託されていたが、平成18年度より指定管理者制度が導入され、平成18年から3年間、平成21年度から5年間、同協会が指定管理者としてセンターの運営管理業務を委託されている。

直近の指定管理者の選定は、平成20年10月に行われたが、指定管理者の申請を行ったのは同協会のみであり、長年にわたるセンターの管理運営の経験及び実績から同協会が指定管理者に選定されている。

委託料については、平成18年から3年間は年間76,239千円だったが平成21年度からは年間55,700千円に引き下げられている。

③検出事項

i 指定管理者の監督(指摘事項)

センターの管理に関する協定書により提出が定められている事業報告書とともに、交通安全協会の関連帳簿を閲覧した。その結果、事業報告書に添付されている平成22年度交通安全教育センター会計収支計算書では賞与引当金の繰入が約900千円過大に計上されていることが判明した。同収支計算書は委託料を算定する際の重要な判断材料になるものであり、その作成は公益法人会計基準等に沿ったものでなければならない。センターの管理に関する協定書でも、指定管理者の経理の状況に関して定期又は必要に応じて実地調査等を実施できる旨規定されている。適正な事業報告書の作成・報告が行われるよう、指定管理者の監督を適切に実施すべきである。

ii 展示内容の見直し(意見)

利用者の推移表では、平成 20 年度以降は利用者確保の取り組みを行い、やや回復が見られるが、平成 19 年度の利用者はピーク時の半分以下まで落ち込んでいた。その原因としては、交通教育館の展示物が平成 7 年の開設以来ほぼ同じ内容であり、IT 技術の進化が著しい昨今では、やや陳腐化していることが大きな要因になっていると考えられる。

また、SRV シミュレーション(未来の交通体験)装置は同館の核となる展示物であるものの娯楽性に重きが置かれ、同館の設置目的からするとやや疑問を感じる施設である。また、メンテナンスや更新に高額な支出が必要となり、同館の効率的な運営の妨げになっている感もある。

交通教育館の設置目的に沿った展示物の抜本的な見直しを行い、効率的な運営が可能になれば、結果的にセンターの運営委託費の縮減につながるものと考えられる。

さらに、指定管理者に展示企画の内容も含めて委託を行えば、利用者の増加ばかりでなく展示物の更新費用の縮減が図れる可能性もあると思われる。

(7)交通安全教育事業委託

①委託業務の内容

交通安全教育事業とは、主として子供と高齢者を対象に、車両に交通安全教育用機材を搭載して学校や地区センター等に訪問し、交通安全教室や運転能力・適性検査等の交通安全教育を実施する業務である。平成 22 年度では年間 274 回の交通安全教室が開催され、延べ 37,437 人が参加している。また、延べ 367 人に対して適性診断を実施している。

②委託業務の金額及び契約方法

委託料は年間 25,200 千円であり、長年にわたり交通安全協会に随意契約により委託されている。随意契約の理由としては、同協会が交通安全教育に関する専門的な知識・技術を有するとともに車両を同協会が保有するということが挙げられている。

③検出事項

・随意契約理由(指摘事項)

委託費の積算資料を確認したところ、車両の購入価格に相当する金額が委託料の積算に含まれていた。委託費で車両の取得費が補填されるのであれば、車両を交通安全協会が保有するという随意契約理由は適切とはいえない。同協会が交通安全教育に関する専門的な知識・技術を有することを否定するものではないが、長年にわたって随意契約することの合理性が十分に存在しているとも思われない。契約方法を見直し、一般競争入札による契約に移行すべきである。

(8) 自動車保管場所現地調査

①委託業務の内容

自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下、車庫法という)第3条及び第4条の規定により、警察署長は申請を受けて、自動車の保有者がその保管場所を確保していることを証明する書類を交付することになっている。この証明を行うために必要となる現地調査業務を委託している。

具体的な業務は、以下のとおりである。

- i 自動車保管場所証明申請書に記載された保管場所の現地調査員による調査
- ii 自動車保管場所現地調査事務処理簿の作成
- iii 自動車保管場所現地調査報告書の作成

②委託業務の金額と契約期間

委託事務1件につき882円(消費税抜き)

委託契約には、翌年度以降の予算に減額または削減があった場合には、契約を変更又は解除できる旨の特約が付されている。

平成20年6月1日から平成23年3月31日まで

平成22年度予算額170,585千円 同決算額149,436千円

平成22年度の決算額は予算額よりも約13%少ないが、これは保管場所証明申請の件数が見込みより少なかったことに起因するものである。

③契約方法

一般競争入札で入札参加者は交通安全協会のみであった。なお、入札予定価格は931円(消費税込み)である。

④業務委託の積算の根拠

業務に必要な人員数をもとに、人件費及び諸経費を合計し、単価を積算している。

⑤検出事項

- ・ 予定価格算定における法定福利費の重複(指摘事項)

委託料の予定価格の構成要素として、大きくは人件費と諸経費に分かれており、後者の諸経費はさらに直接物品費、業務管理費及び一般管理費に分かれている。このうち直接物品費は、人件費に一定の率を乗じることにより、また業務管理費は、人件費と直接物品費の合計に一定の率を乗じることにより、さらに一般管理費は、人件費、直接物品費及び業務管理費の合計に一定の率を乗じることにより計算している。委託料の積算は「建築保全業務積算基準 平成15年版」(以下、基準という)に基づいて行われているとのことであるが、上述の構成要素及び

計算方法はまさに基準に則っており、この点においては妥当なものである。

なお基準は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定めたものであり、5年に一度改定されている。その目的は、国家機関の建築物及びその附帯設備に係る建築保全業務を委託に付す場合において、当該業務の費用の積算について、その合理的な方法を定めることにより、保全業務費の適正化を図り、もって保全業務の質の確保に資することとされており、適用範囲としては、建築保全業務に係る費用の積算を行うものに適用すると規定されている。

基準によれば、従業員に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金は、法定福利費として一般管理費を構成するものとされている。しかしながら予定価格の積算上は、これらの法定福利費が人件費に含まれてしまっている。このため結果として、諸経費を構成する直接物品費、業務管理費及び一般管理費にも、本来は一般管理費の一部である法定福利費が一定の割合で含まれていることになり、その分予定価格が過大に計算されている。

自動車保管場所現地調査業務が、果たして基準の適用対象であるか否かという点を別としても、委託料の積算を基準に基づいて行うのであれば、人件費に法定福利費を含めるべきではない。

(9) 自動車保管場所登録、標章作成業務

① 委託業務の内容

車庫法第6条の規定に基づき、警察署長が行う保管場所標章事務のうち、標章作成事務、自動車保管場所証明等事務の入力事務及び入力資料の作成事務を委託している。

具体的な業務は、以下のとおりである。

- i 車庫法第6条第1項に定める自動車保管場所証明、軽自動車の届出に係るデータ入力事務及び保管場所標章作成事務
- ii 車庫法第7条第1項(第13条第3項、附則第7項の届出を含む。)に定める保管場所届出に係るデータ入力事務及び保管場所標章作成事務
- iii 車庫法第6条第3項(第7条第1項、第13条第3項、附則第7項の届出を含む。)に定める保管場所標章の再交付申請に係るデータ入力事務及び保管場所標章作成事務
- iv 上記 i、ii 及び iii 記載の入力のための資料作成事務

② 委託業務の金額と契約期間

予算額 61,472 千円 決算額 54,107 千円

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間

平成 22 年度の決算額は予算額よりも約 12%少ないが、これは保管場所標章の作成件数が見込みより少なかったことに起因するものである。

③随意契約としている理由

本業務は、道路使用の適正化(危険防止及び交通の円滑化)を目的とするものであり、公の秩序の維持のため法規制の見地から、委託先は関係法令の専門的知識と調査能力を有し、県下一元的な指揮監督が行える団体である必要がある。この要件を満たすものは、道路交通法第 108 条の 31 の規定により公安委員会から栃木県交通安全活動推進センターの指定を受けた交通安全協会であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としている。

④委託業務の積算の根拠

1 件当たりの平均処理時間に 1 分当たりの人件費を乗じて、単価を積算している。

⑤検出事項

・ 随意契約の妥当性(指摘事項)

本業務が随意契約により交通安全協会に委託されている理由のひとつとして、③に記載のとおり、委託先が関係法令の専門的知識と調査能力を有することが挙げられている。しかしながら、本業務は主に警察署内における標章の作成及び入力センター内におけるデータの入力であり、委託先が前出の(8)自動車保管場所現地調査業務に要求されるほどの関係法令の専門的知識と調査能力を有する必要があるとは考えにくい。少なくとも自動車保管場所現地調査業務が一般競争入札による契約で委託されているのであれば、本業務の委託を随意契約としている理由は乏しい。速やかに一般競争入札による契約に移行すべきである。

・ 申請手数料の金額(意見)

自動車保管場所標章の交付手数料は、1 件当たり 520 円である。一方、一連の処理にかかる警察の費用(人件費、印刷製本費、減価償却費及びその他の経費)と委託単価の合計額は、この 520 円を上回っており、いわゆる赤字となっている。交付手数料は 3 年ごとに見直されており、最近 10 年ほどは据え置かれたままであるが、本来であれば、赤字とならない水準にまで手数料を引き上げることが望ましい。仮に、近隣他県との兼ね合い等から手数料の引き上げが難しいのであれば、逆に赤字とならない水準にまで委託単価を引き下げることが視野に入れ検討することが望ましい。

(10)道路使用許可現地確認業務

①委託業務の内容

道路交通法第 108 条の 31 第 2 項第 7 号の規定に基づき、同法第 77 条第 1 項の規定による道路使用許可に係る現地調査業務を委託している。

具体的には、道路使用許可期間中の道路使用条件の遵守及び終了後の原状回復の調査・確認業務である。なお、道路使用許可には、道路工事等を許可の対象とする 1 号業務、電柱等の設

置等を対象とする 2 号業務、露天等を対象とする 3 号業務、マラソン大会等の路上競技等を対象とする 4 号業務の 4 種類がある。このうち委託されているのは、県内全 19 警察署のうち 11 警察署管内の 1 号業務と 2 号業務である。残り 8 警察署管内の 1 号業務と 2 号業務並びに県内すべての 3 号業務と 4 号業務は委託の対象となっておらず、警察本部が実施している。

②委託業務の金額と契約期間更新時期

予算額 36,353 千円 決算額 33,661 千円

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間

③随意契約としている理由

本業務は、道路交通法第 77 条第 1 項及び第 2 項に基づく、道路使用許可期間中の道路使用条件の遵守、終了後の原状回復の調査・確認業務であり、委託先は、同法第 108 条の 31 の規定により、公安委員会から交通安全活動推進センターとして指定を受けたものでなければならない。この指定を受けているものは、交通安全協会であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としている。

④委託業務の積算の根拠

業務に必要な人員数をもとに人件費単価を計算し、それに減価償却費と諸経費の単価を加えて、単価を積算している。

⑤検出事項

特になし。

IV 警察本部から栃木県防犯協会に対する委託業務等

1. 防犯協会の概要

(1) 目的

防犯協会は民間防犯組織の中核として警察本部及び各地区防犯協会と緊密に連携し、多くの関係機関・団体・企業などの参加を求めながら「犯罪のない、明るい社会の実現」を理想として、県民の防犯思想を高揚するとともに各防犯団体の円滑な発展を図ることを目的として事業を行っている。

(2) 組織・会員

当協会は、県内の警察署単位に設立された17の地区防犯協会と栃木県、栃木県市長会、栃木県町村会、栃木県消防協会を「正会員」とし、当会の目的に賛同して協力する団体を「特別会員」及び目的に賛同して事業を援助する団体・企業・個人を「賛助会員」として組織されている。

(3) 設立

我が国には、古くから自分の住む所の安全は自らの手で守るという考えに立った地域防犯活動があった。その伝統のもとに全国くまなく、数多くのボランティアによる地域単位の防犯協会が設立されている。

当協会は、県内各警察署単位に結成されていた防犯組織の県単位の組織として、昭和60年5月1日に設立許可された(それ以前は、昭和34年から任意団体として活動していた)。

また、昭和60年6月21日には、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「栃木県風俗環境浄化協会」として公安委員会からの指定を受け、風俗営業環境の健全化活動を推進している。具体的には以下の活動を行っている。

- ①風俗環境の健全化を目指し、風俗環境に関する啓発活動
- ②公安委員会の委託を受けて新規申請による風俗営業所の現地調査
- ③公安委員会の委託を受けて構造設備変更の現地調査
- ④公安委員会の委託を受けて風俗営業所管理者講習

2. 監査の概要

(1) 委託料について

下記事項について関係資料を閲覧し、関係者に質問をした。

- ①契約の方式及び相手方の選定方法が適正か、委託理由に合理性があるか

- ②委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ③委託料の算定方法は適正か、委託契約は適法で、支払は正確か
- ④委託料は業務内容に対し適正な水準か
- ⑤委託先では業務コストの削減努力が行われているか
- ⑥委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ⑦委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(2) 補助金について

下記事項について実績報告書を閲覧し、必要に応じて関係資料等を閲覧した。

- ①補助対象の公益性
- ②補助金の申請、決定、交付の手続
- ③補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算等が要綱等に準拠しているか
- ④補助事業の業務が経済的、効率的に行われているか

3. 監査の結果

(1) 委託料について

①地域安全対策推進事業

i 委託業務の内容

安全で住みよい地域社会を実現するためには、県民生活に危険を及ぼす犯罪等の被害を未然に防止する活動が重要である。また、地域安全活動を推進するに当たっては、地域住民、関係機関、団体及び自治体の連携と県民による自主的な防犯活動の活性化が不可欠である。このことから、地域安全対策推進事業を業務委託し、専従職員による地域安全活動に関する業務を実施するものである。

防犯協会が1名の地域安全推進指導員を雇用し、この指導員のもと以下の業務を実施する。主な事業内容は、以下のとおりである。

- ・ 全県的な地域安全活動推進会議の開催
- ・ 全県的な地域安全情報の収集、分析、管理及び編集
- ・ 研修会の開催
- ・ 関係機関、団体、地域企業との連絡
- ・ その他安全に関すること

ii 検出事項

予算を超過する支払(意見)

この委託料について、防犯協会からの見積書通りの金額で支払われているが、同協会との契約書の第3条に2,180千円を超えない範囲内で支払う旨の記載がある。契約金額の取決めとしては、金額を定めて契約するのが一般的である。同協会の同事業の決算額は、2,388,055円で予算を208,055円超過している。超過原因は超過勤務手当125,472円(10,456円×12箇月)と特別手当40,000円(20,000円×2回)及びこれに伴う社会保険料等42,583円の発生である。

積算額と実際支払額との整合性(意見)

委託料の積算内訳には、積算根拠に基づいて算出された2,180千円が計上されており、防犯協会が実際に支給した額との整合性がとれていない。超過勤務手当を毎月8時間で10,456円及び特別手当を2回支給するのが業務上必要であるか検討を行い、必要であれば地域安全対策推進事業の積算に反映させ契約を締結するべきである。

②風俗営業管理者講習

i 委託業務の内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、風営適正化法という)第24条第6項の規定に基づく管理者講習を受けようとする者に対する講習の実施の委託である。

防犯協会は、風営適正化法第39条第1項の規定により、公安委員会から、栃木県風俗環境浄化協会として指定されている唯一の団体である。

この講習は、風営適正化法第39条第2項第5号の規定により、公安委員会からの委託により栃木県風俗環境浄化協会が行うものであり、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とされている。

ii 検出事項

契約単価の算出方法(指摘事項)

この契約は単価契約で、栃木県財務規則運用通知第161条(随意契約の方法)関係2-(2)により、見積もり合わせを省略している。しかし、単価契約であるならば、経費の積算根拠は妥当でなければならない。平成22年度契約の積算の基礎数値に平成19年度及び平成20年度分を根拠資料として使用している。正確な積算を行うのであれば、平成21年度の資料を基礎に計算するべきである。

燃料費の積算(指摘事項)

車両燃料費は、1リットル当たり108円で計算して積算されている。しかし、下記の風俗営業許可申請調査の積算では燃料費は1リットル当たり99円で計算されており、統一した計算根拠に基づいて積算すべきである。

③風俗営業許可申請調査

i 委託業務の内容

風営適正化法第 39 条第 2 項第 6 号、第 7 号の調査の実施の委託である。

内容は、事前準備として申請に係る営業所の平面図等の確認及び受理警察署及び申請者と現地調査実施日時の協議の後に、申請者の立会いを求め許可申請に係る下記の現地調査を行う。

具体的には、以下の事柄を行う。

- ・ 営業所の位置確認及び申請内容との照合
- ・ 営業所の周囲 100 メートル以内の保護対象施設の現地調査
- ・ 平面図等各添付図と現況の照合
- ・ 構造設備の実測、写真撮影
- ・ 技術上の基準との整合性を調査

ii 検出事項

契約単価(指摘事項)

この契約も単価契約で、栃木県財務規則運用通知第 161 条(随意契約の方法)関係 2- (2)により、見積もり合わせを省略している。同じく単価契約であれば、経費の積算根拠は妥当でなければならない。平成 22 年度契約の積算内訳の職員人件費の積算に前記②と同じく平成 19 年度分及び平成 20 年度分を根拠資料として使用している。同じく平成 21 年度の資料をもとにするべきである。

④風俗営業許可変更承認申請

i 委託業務の内容

前記③に関わる許可変更承認申請の調査実施委託である。

具体的には、前記③の事前準備の他、申請者の立会いを求め構造設備の変更承認に係る下記の現地調査を行う。

- ・ 平面図等各添付図と現況の照合
- ・ 構造設備の実測、写真撮影
- ・ 技術上の基準との適合性を調査
- ・ 申請に係る構造設備の変更による従前の営業との同一性に関する調査

ii 検出事項

契約単価(指摘事項)

この契約も単価契約で、栃木県財務規則運用通知第 161 条(随意契約の方法)関係 2- (2)によ

り、見積もり合わせを省略している。同じく単価契約であれば、経費の積算根拠は妥当でなければならない。平成 22 年度契約の積算内訳の職員人件費の積算に前記②と同じく平成 19 年度分及び平成 20 年度分を根拠資料として使用している。同じく平成 21 年度の資料をもとにするべきである。

(2) 補助金について

① 防犯活動事業費補助金

i 補助内容

平成 21 年度中における県内の刑法犯認知件数は、25,994 件であり、前年と比較して、2,556 件(−9.0%)減少した。中でも、県民が身近に不安や恐怖を感じる犯罪の認知件数は、11,749 件で前年と比較して 1,728 件(−12.8%)と大幅に減少した。しかしながら、殺人、強盗、放火などの凶悪犯罪及び子供や女性が被害者となる犯罪、振り込め詐欺、悪質リフォーム詐欺、インターネット関連犯罪などが依然として発生しており、少年非行、薬物問題なども一層深刻化してきている。

これらの犯罪情勢を踏まえ、平成 22 年度は、地域安全活動の一層の活性化を図るとともに、警察をはじめ関係機関、団体と緊密に連携しながら、安全・安心の街づくりを目指して次の事業を推進するための補助である。

- ・ 総会及び会議の開催
- ・ 地域安全運動の推進
- ・ 地域安全活動の推進
- ・ 幼児誘拐防止巡回指導の推進
- ・ 身近な犯罪の被害防止対策の推進
- ・ 少年の非行防止及び健全育成活動の推進
- ・ 暴力追放運動の推進
- ・ けん銃及び覚せい剤等薬物乱用防止活動の推進
- ・ 風俗環境浄化活動の推進
- ・ 広報活動の推進
- ・ 表彰
- ・ 防犯資器材のあっせん

ii 検出事項

特になし。

② 幼児誘拐防止巡回指導事業費補助金

i 補助内容

県内全域で児童等に対する声掛け案件は、前年比で 35.5%減少したが、子供や女性が被害者となる犯罪が依然として多発している。

これらの情勢を踏まえ、地域安全活動の一層の活性化を図り、「安全で安心な街づくり」を目指して、警察をはじめ関係機関、団体と緊密に連携しながら次の事業を推進するための補助である。

- ・ 幼児誘拐防止活動の推進
- ・ 巡回防止指導内容の充実強化
- ・ 関係機関、団体と連携した指導の推進
- ・ 未実施幼稚園、保育園対策の推進
- ・ 広報活動の推進
- ・ 広報啓発活動
- ・ 広報資料の配付

ii 検出事項

補助対象外支出(指摘事項)

防犯協会の歳入歳出決算書報告によると、歳入決算額 14,371 千円(繰越金除く)に対して歳出決算額 14,260 千円で収支差額 111 千円となっている。

この歳出決算額は補助対象事業の金額である。しかし、この事業費の科目として車両購入積立金支出 200 千円及び退職給与積立金支出 200 千円が計上されている。これらは、歳出の備考欄に記載のとおり車両購入の積立及び退職給与の積立である。つまり事業費ではなく特定資産の取得のための支出である。

従って、平成 22 年度の幼児誘拐防止巡回指導事業の事業費として予算額及び決算額に計上されている車両購入積立金支出及び退職給与積立金支出の各 200 千円は補助対象からは除かれるべきである。

補助金交付申請の検査不備(指摘事項)

補助金の交付申請において、上記両積立金支出は、事業費予算に含まれて計上され収入支出計画書の支出として計画されている。この申請の段階で、栃木県補助金等交付規則第 5 条第 1 項に規定されている「補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査」を十分に行っていれば、上記のように特定資産の取得を事業費とみなす誤りは、未然に防止されていたはずである。

V 栃木県暴力追放県民センター

1. 暴力追放県民センターの概要

(1) 事業の目的

暴力追放県民センターの目的は、県民の暴力団排除意識の高揚を図り、恒常的な暴力団排除活動を推進し、合わせて暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を行うことにより、安全で住み良い地域社会の実現に寄与することにある(定款第3条)。

事業内容は、以下のとおりである。

① 犯罪被害者救済事業

- ・ 暴力団員による不当な行為に関する相談
- ・ 暴力団員による不当な行為の被害者に対する民事訴訟支援などの救済事業

② 暴力団員排除組織支援事業

- ・ 各種団体の暴力団による不当な行為の防止に関する組織活動の支援
- ・ 公安委員会の委託を受けた講習(暴力団対策法第14条第2項に規定する不当要求防止責任者講習)

③ 少年及び離脱希望者支援事業

- ・ 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- ・ 暴力団から離脱する意思を有する者に対する支援

④ 広報啓発及び調査研究事業

- ・ 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び広報啓発
- ・ 暴力団の不当な行為の予防に関する調査研究

(2) 法人の変遷

暴力追放県民センターの設立からの変遷は、以下のとおりである。

経過	日付	摘要
設立	平成3年4月1日	財団法人として設立
指定	平成4年7月29日	公安委員会から暴力追放推進センターに指定
指定	平成4年12月9日	県知事から特定公益増進法人に認定(注)
更新	平成6年12月2日	特定公益増進法人認定更新(以後2年ごとに更新)
公益認定	平成22年9月24日	公益財団法人に認定
登記	平成22年10月1日	公益財団法人として登記(設立)

(注)特定公益増進法人とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他の公益の増進に著しく寄与する法人をいい、当該法人の主たる目的である業務に関する寄付金について

は、税制上の優遇措置の対象となる。

(3) 組織の概要

組織の所在地、人員の概要は以下のとおりである。

所在地：栃木県宇都宮市本町 12 番 11 号

役員数：44 名(会長 1 名、副会長 5 名、顧問 12 名、参与 4 名、理事 9 名、監事 2 名、評議員 11 名)

職員：5 名(専務理事、事務局次長、職員 2 名、相談員 1 名　うち警察 OB3 名)

(4) 栃木県の財政的支援の状況

(平成 22 年度の実績)

財政的支援の状況	具体的内容	金額
業務委託	不当要求防止責任者講習	1,688 千円
補助金	経費の補助	15,529 千円

(5) 栃木県の出捐の状況

出損の状況	具体的内容	金額
出損金	出損割合 76.2%	449,139 千円

2. 監査の概要

- (1) 不当要求防止責任者講習を業務委託しているが、その契約内容を精査した。随意契約としている理由や、契約金額の妥当性を検討した。
- (2) 補助金の内容を精査し、補助金に関する手続、使途、返還の妥当性を検討した。
- (3) 暴力追放県民センターが、県の出捐団体であることから、財務内容の検討を行った。

3. 監査の結果

(1) 不当要求防止責任者講習の委託

栃木県は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する責任者に対する同条第 2 項の講習(以下、不当要求防止責任者講習という)の実施について、暴力追放県民センターに随意契約による業務委託を行っている。

①講習の内容

暴力団による不当な行為を防止するために、暴力団に接する機会や可能性のある事業者の責任者に対して、知識の普及を行う。講習は、「定期講習」と「選任時講習」とがある。

講習に際して必要となる教本等の作成・配布、外部講師への報償、開催通知の発送、会場の借上費用等、講習開催に係る費用は全て暴力追放県民センターが負担する契約となっている。

②講習委託の概要

契約金額(平成 22 年度実績)：平成 22 年 4 月から平成 23 年 2 月までが各月 140 千円、
平成 23 年 3 月が 148 千円、年間合計で 1,688 千円

年間実施回数：23 回(平成 22 年度実績) 開催 1 回当たりの平均金額：約 73,391 円

年間受講者数：1,492 人(平成 22 年度実績)

受講者 1 人当たりの平均委託金額：約 1,131 円

③随意契約としている理由

暴力追放県民センターは、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的に設立された公益法人で、法の規定に基づき公安委員会から県に一を限って認められる「栃木県暴力追放運動推進センター」として指定を受けている。その事業の一つに公安委員会から委託を受けて責任者講習を行うこととされていることから、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としている。

④補助金とは別枠での委託料の支払(意見)

本契約について、暴力追放県民センターの設立の経緯や、県からの指定を受けた団体であることから随意契約とする趣旨は、一定の理解ができる。申請等の手続面で、特に意見すべき事項もない。また、設計書の作成やそれらに含まれている項目についても、現実に沿ったものであった。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 32 条の 2 第 2 項第 6 号において、暴力追放運動推進センターは公安委員会の委託を受けて責任者講習を行うことが規定されており、補助金とは別枠の報酬で委託せざるを得ない。また、責任者講習は、委託事業としなければ実施・監督が困難という実情を踏まえて現在に至っている。県の財政状況に鑑みれば、より一層の経費削減が求められる。

(2) 補助金について

①補助金の概要

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 の規定により、公益上の必要がある場合に反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。補助金には、交付の根拠が法律等に基づくもの(法

的補助)と予算措置のみによるもの(予算補助)がある。また、補助金額の算定基準から、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算定するもの(定率補助)と、その他の観点から決定するもの(定額補助)とがある。

一般的に、補助金は反対給付がない金銭の給付であるため、一度支出すると既得権益化し、削減し難く、濫費に陥りやすい特徴を持つ。

暴力追放県民センターが受け取っている補助金及びその用途は、以下のとおりである。

補助金収支計算書(平成22年4月から平成22年9月まで)(単位：千円)

		平成22年度	上期
		予算金額	補助金額
収入			
	当期収入合計	35,839	7,455
	前期繰越収入	2,012	-
	収入合計(A)	37,851	7,455
支出			
	事業費	25,839	4,170
	管理費	11,825	3,284
	特定預金支出	187	-
	支出合計(B)	37,851	7,455
収支差額 = (A) - (B)		-	-

補助金収支計算書(平成22年4月から平成22年9月まで)を閲覧し、補助金の対象となった7,455千円の支出内容について会計担当者に質問を行った。補助金収入金額及び支出金額ともに7,455千円と同額が計上され、形式上、補助金を使い切り、収支差額はゼロとして作成されている。

補助金収支計算書(平成22年10月から平成23年3月まで)(単位：千円)

平成22年度 下期		
	予算金額	補助金額
当期収入合計(A)	17,223	8,074
経常費用		
1. 事業費	13,465	8,074
2. 管理費	4,406	-
経常費用合計(B)	17,871	8,074
当期計上増減額 = (A) - (B)	△647	-

平成22年度下半期において補助金の対象となった8,074千円の支出内容についても、会計担当者に質問を行った。上半期と同様、補助金収入金額及び支出金額ともに8,074千円と同額が計上され、形式上、補助金を使い切り、収支差額はゼロとして作成されている。

②収支計算書の作成(意見)

各事業ごとに補助対象経費と補助非対象経費の明確な区分がないため、収支計算書が形式的なものとなっている。領収証は全て適正に保管されており、事業費への用途は担保されているが、補助金の過不足が明確ではない。

支給した補助金が過大で返還を要するのか、または支給した補助金が過少で追加を要するのかを明確にするために、一定の基準に準拠して収支計算書を作成できるよう検討が必要である。

(3)財務内容の検討

暴力追放県民センターが、県の出捐団体であることから、財務内容について検討を行った。

①会費の支払のない賛助会員への特典停止(意見)

暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同する個人及び団体が賛助会員となり、会費を納入している。賛助会費は、収入として収支計算書に計上されている。

賛助会費(年額)	法人及び団体(1口) : 10,000円
	個人(1口) : 5,000円

賛助会員となると、以下の特典がある。

- ・賛助会員証の交付
- ・暴追大会、暴追セミナー等の案内
- ・機関紙「暴追とちぎ」、暴力団対策の資料の送付
- ・暴力ネットワーク(「F ネット」という)による暴力団情報等の提供

一部の会員について、賛助会員となり上記の会員特典を受けながらも、2年目の会費納入がなく、3年目に強制退会となった会員がいる。1年間会費の支払のない者については、賛助会員の資格を停止し、併せて特典の提供を停止すべきである。

②有価証券の運用(意見)

暴力追放県民センターの保有する有価証券が過大である。

保有する有価証券と総資産に占める割合は、以下のとおりである。

有価証券金額 総資産額 有価証券の占める割合

	平成 22 年度	平成 21 年度
投資有価証券の金額(A)	590,983 千円	581,880 千円
総資産金額(B)	595,857 千円	596,275 千円
総資産に占める有価証券の割合 (A)/(B)	99.2%	97.6%

当初、暴力追放県民センターは財団法人として活動を始め、その後、平成 22 年度中に公益認定を受けた。このため、財団法人の時期から、活動収入源を有価証券の運用収入に依存している。確かに、暴力追放県民センターの活動の自主独立性を確保するため、一定の基本財産を保有することは、理解できる。

しかし、有価証券の平均運用利回りは 0.92%であり、1%にも満たない実績である。有価証券の運用利回りの検討が必要である。

③有価証券の未収利息の計上(指摘事項)

有価証券の債券利息に係る未収利息の計上がなされていない。

有価証券として保有する地方債等の債券は、最終利払日以降に法人の決算日が到来する場合には、未収利息が発生する。未収利息の計上を適切に行うべきである。

④有価証券の時価情報の誤り(指摘事項)

有価証券の時価情報の一部に誤りがある。

時価情報の注記の妥当性を判断するために、証券会社の発行した残高証明と突合を行った。時価情報の一部に誤りがあり、そのため評価損益にも誤りが散見された。経理担当者の作成し

た数値について、他の者がチェックするなどの内部牽制体制が機能しているのか疑問である。

⑤有形固定資産の減価償却(指摘事項)

有形固定資産の減価償却限度額が明確でない。

暴力追放県民センターの保有する有形固定資産は、ほとんどが耐用年数を経過した固定資産である。このため、今期の減価償却費も約 147 千円が計上されているにすぎない。

この耐用年数を経過した有形固定資産の償却方法について、統一的な処理方法がなされていない。例えば、ある固定資産は、残存価格の 5%まで償却し、別の固定資産は 10%まで償却していた。このため、少額ながら各期の減価償却費に誤りが生じ、結果として損益計算書に影響を与えている。減価償却資産の償却限度額を明確に定め、減価償却について、恣意性の介在しない正確な計算を行うべきである。

⑥賞与引当金(指摘事項)

賞与引当金の設定がなされていない。

賞与は、年 2 回(6 月、12 月)支給している。賞与は、給与とは分けて別支給している。支給対象者となる該当者は、「期末手当」及び「勤勉手当」とも常勤者 3 名、警察本部から派遣を受けている者 1 名である。支給については、栃木県職員の給与体系を基準として行われている。

賞与は、支払確定日当日に債務が全額発生するものではない。過去の勤務に基づき債務が発生し、支払の基準日に確定する。その意味では、未払賃金としての性格を持つ。支給対象期間の終了日と決算日とに差異がある場合には、賞与引当金を設定すべきである。

また、賞与引当金の設定に際しては、賞与本体の金額だけでなく、それに付随する健康保険料、厚生年金及び雇用保険についても賞与引当金に含めて設定すべきである。

⑦未払費用及び未払金の計上(指摘事項)

決算上必要となる未払費用及び未払金の計上がされていない。

主な項目として、社会保険料の確定未払分約 244 千円、非常勤相談員に対する報酬(平成 23 年 1 月から平成 23 年 3 月分まで)約 142 千円、給与の未払分(平成 23 年 3 月 16 日から 31 日分までの基本給部分と 3 月分の諸手当部分)、ガソリン等の燃料費、電話回線料の未払分等である。これらの項目については、現金主義に基づき支払時の費用としている。

未払費用及び未払金の計上を適切に行うべきである。

⑧切手等の貯蔵品の管理(指摘事項)

葉書の管理帳簿に記載漏れがあった。

貸借対照表上、貯蔵品の計上がなされていないために、切手等の対象品が無いかを担当者に質問した。切手、葉書、印紙等は、必要となる都度、必要な数量を購入し、管理帳簿に記載して受け払いを行っている。期末日現在では、資産として計上する対象物はなかった。

管理帳簿を閲覧したが、葉書については記載漏れがあり、12月7日以降の記載がなされていなかった。資産の保全管理の側面から、適切な執行を行うべきである。

⑨損益計算書の表示(指摘事項)

平成22年10月1日から平成23年3月31日までの損益計算書上、Ⅱ指定正味財産増減の部において、「一般正味財産への振替額」として14,218千円が記載されている。しかしながらⅠ一般正味財産増減の部においては、「指定正味財産からの振替額」が記載されておらず、振替額の内訳である「受取会費」、「受取補助金等」、「受取寄付金」がⅡ指定正味財産増減の部とⅠ一般正味財産増減の部の両方に二重で表示されている。これらは法人内の内部取引であり、本来、Ⅱ指定正味財産増減の部かⅠ一般正味財産増減の部のいずれか一方にのみ表示されるべきものである。また損益計算書内訳表においても、内部取引として消去されなければならない。

⑩事業費及び管理費の配賦計算(指摘事項)

平成22年4月1日から平成22年9月30日まで、人件費や事務費の一部について、年間発生額の30%を管理費に、また残りの70%を事業費に配賦している。さらに事業費に配賦された金額を事業の数である9で単純に除して、各事業に配賦している。これは平成21年度の実績に基づき試算されたものということであるが、大雑把な計算であり、適切な配賦とは認めがたい。より適切な配賦基準を定めて、配賦計算を行うべきである。

⑪資本的支出(指摘事項)

平成22年5月31日付で電気湯沸かし器に関して下記の費用が計上されている。なお金額はいずれも消費税込みである。

- ・消耗品費支出 143千円
- ・手数料支出 25千円
- ・修繕費支出 99千円

内容について確認したところ、これらはすべて電気湯沸かし器の設置に係る費用であり、本来は、合計して固定資産として計上すべきものである。

⑫事業費の二重払い(意見)

平成22年9月24日付で責任者講習会場使用料として4千円が支出されているが、平成22年12月3日付でも、同金額が二重払いされている。この二重払いについては、後日支払先からの連絡を受けて初めて判明したものである。今後このようなことのないよう、内部統制の整備が望まれる。なお、当該二重払い分については、平成23年1月19日付で返金を受けている。

⑬人件費の過少計上(指摘事項)

派遣職員の給与については、毎年その年度分を4月に県から「公社等交付金」(収入)という

形で交付を受け、翌年4月に確定額との差額を県との間で精算している。平成21年度においては、確定額が交付額よりも177千円少なかったため、決算において収入を相手勘定として未払金177千円を計上することにより、収入を確定額としている。この未払金については、平成22年4月15日付で県に対して返納している。

一方、当該派遣職員に係る人件費の予算は、年度当初に県より交付される公社等交付金の金額と同額であるが、人件費の決算額をこの予算額と一致させるため、上記と同額の未払金177千円を計上し、結果として人件費(費用)を増加させている。翌期である平成22年度には、未払金勘定を消すために単純に逆仕訳を行っている。

従って平成22年度だけを考えれば、期首の未払金が177千円だけ過大となっており、期中の逆仕訳の相手勘定である人件費が、同額だけ過少となっている。なお、本件に係る平成22年度期末の決算処理については、下記⑭収入と費用の両建てを参照のこと。

⑭収入と費用の両建て(指摘事項)

上記に関連して、平成22年度においても確定額が交付額よりも108千円少なかったため、決算において未払金108千円を計上している。この際、相手勘定を収入である公社等交付金とすべきところ、費用である人件費を相手勘定として未払金の計上を行っている。

この結果、収入(公社等交付金)と費用(人件費)が108千円だけ両建てとなっている。なお、この未払金については平成23年4月1日付で、県に対して返納している。

VI 警察本部から被害者支援センターとちぎに対する委託業務等

1. 被害者支援センターの概要

(1) 目的

被害者支援センターは、事件及び事故等の被害者及びその家族又は遺族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚と被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを通じて地域の安全に寄与することを目的としている。

(2) 組織

被害者支援センターの所在地及び人員の状況は以下のとおりである。

所在地 : 栃木県宇都宮市桜四丁目2番2号

会員及び役員 : 正会員 32名(法人含む)、理事 16名、監事 2名

職員 : 事務局長 1名、事務局長補佐 1名

(3) 沿革

平成 16 年の被害者等支援対策基本法の成立を受け、平成 17 年 7 月に社団法人として設立され、平成 22 年 12 月に公益社団法人に認定されている。

(4) 事業の概要

被害者支援センターの主な事業の内容及び平成 22 年度の実施状況は以下のとおりである。

①事業の内容

- ・被害者等に対する電話相談、面談相談及び法律相談
- ・物品の供与又は貸与、警察署、病院、裁判所等への付き添いなどの直接的支援
- ・犯罪被害者等給付金申請の補助
- ・被害者自助グループへの支援
- ・関係機関及び団体等との連携による被害者等の援助
- ・相談員、被害者支援ボランティアの養成及び研修
- ・被害者支援に関する広報及び啓発活動

②事業の実施状況

相談受理件数	566 件
弁護士相談会	7 回
直接的支援	325 件

自助グループ開催	17回
関係機関及び団体等との連携	53回
養成及び研修の実施	27回
広報及び啓発活動の実施	91回

2. 監査の概要

下記事項について実績報告書等を閲覧し、検討した。

(1) 補助事業について

- ・補助対象の公益性
- ・補助金の申請、決定及び交付に関する手続
- ・補助金額の算定、実績報告及び精算が要綱等に準拠しているか
- ・補助事業が経済的、効率的に行われているか

(2) 委託業務について

- ・委託理由に合理性はあるか
- ・契約の方式及び相手方の選定は適正か
- ・委託料の算定は適切に行われているか
- ・委託料は業務内容に対し適正な水準か
- ・委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

3. 監査の結果

(1) 補助事業について

①事業の内容

被害者支援センターの直接的支援以外の事業費(相談、広報・啓発、養成・研修等)の助成を目的として、平成22年度で県から4,000千円の補助を受けている。

被害者支援センターの平成22年度の事業費総額は17,174千円であり、県の補助金以外に市町村補助金、公益団体補助金、会費及び寄付金により上記事業費が賄われている。

②検出事項

- ・補助金に係わる実績報告書の検査不備(指摘事項)

平成22年度の補助金に係わる実績報告書に添付された収支計算書(平成22年12月1日から平成23年3月31日まで)において、前期の収支計算書(平成22年4月1日から平成22年11月30日まで)に計上済みの減価償却費77,980円と消耗品費9,000円が二重に計上されて

いた。

公益社団法人に移行したため、事業年度が二つに分かれ決算処理が複雑になるなど特殊事情はあるが、適切な監査及び検査が実施されていれば発生が未然に防げた誤りであり、今後の改善が望まれる。

(2) 委託業務について

① 委託業務の内容

当該業務は、犯罪により被害を受け危機的状況にある犯罪被害者等に対し、裁判等への付き添いや家事手伝い等の直接的な支援を行うものである。

② 委託理由及び契約の方法

犯罪被害者等への二次的被害防止等の観点から、当該業務に従事する者には高度な支援技術が求められ、当該業務を継続的に遂行するためには支援技術を有する職員が多数在籍している必要がある。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項において、各種被害者等支援事業を適正かつ確実に行うことができる団体を犯罪被害者等早期援助団体として公安委員会が指定できる旨を規定しており、指定を受けた団体にのみ警察からの犯罪被害者等個人情報の提供がなされ、団体はその情報に基づき、被害直後からの直接支援活動を能動的に展開することができる。

現在、県内において当該指定を受けている団体は被害者支援センターのみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により当該委託事業についての契約は、随意契約としている。また、栃木県財務規則運用通知第161条第2項第2号により、見積もり合わせは省略している。

③ 検出事項

・ 委託設計書の不適切な積算(指摘事項)

犯罪被害者等直接支援業務委託設計書では、支援を行う臨時職員の賃金単価に、支援に要する時間と年間の支援見込み件数を乗じて、委託料を396千円と算出している。

一方、被害者支援センターが県に提出している収支計算書では、直接支援事業費425千円の内、職員の賃金に該当する費目は98千円であり、通信費が295千円と事業費の大半を占めている。

直接支援事業費の内容が委託設計書と収支計算書で異なっているのは、委託設計書の信頼性を損なうものである。当該委託契約は随意契約であり、見積もり合わせを省略していることを考えれば、委託設計書は十分に業務内容を検討した結果を反映させて作成すべきである。

Ⅶ 警察本部のその他の委託業務

1. 概要

ⅢからⅥまでに記載した委託業務の他に、警察本部が業務委託をしているもののうち、概ね10,000千円を超える委託業務について監査を行った。

2. 監査の結果

(1) 本部庁舎管理委託

① 委託業務の内容及び契約金額・契約期間

本部庁舎管理委託業務は29件83,267千円となっており、その主なものは以下のとおりである。

i 栃木県警察本部庁舎設備常駐管理業務委託

本部庁舎設備常駐管理業務は、設備常駐運転管理(年間23,702千円)、自家用電気工作物保守(年間1,722千円)、中央監視装置保守(年間4,264千円)及び自動制御器保守(年間13,530千円)の4業務からなり、一括して委託されている。

委託期間 平成21年4月から平成24年3月

委託金額 129,654千円(年間43,218千円)

ii 栃木県警察本部庁舎清掃業務委託

委託期間 平成22年4月から平成23年3月

委託金額 12,411千円

iii 栃木県警察本部庁舎昇降機設備保守点検業務委託

委託期間 平成21年4月から平成24年3月

委託金額 11,265千円(年間3,755千円)

iv 栃木県警察本部庁舎交流無停電電源設備等保守点検業務委託

委託期間 平成21年4月から平成24年3月

委託金額 9,828千円(年間3,276千円)

② 契約方法

i 栃木県警察本部庁舎設備常駐管理業務委託

指名競争入札参加4社

設計価格が前回の契約金額を超えているため、予定価格は前回の契約金額が採用されている。

ii 栃木県警察本部庁舎清掃業務委託

指名競争入札参加5社

清掃業務委託についても設計価格が前年度の契約金額を超えているため、予定価格には前年度の契約金額が採用されている。

iii 栃木県警察本部庁舎昇降機設備保守点検業務委託

指名競争入札参加 3 社

昇降機設備保守点検業務も設計価格が前回の契約金額を超えているため、予定価格には前回の契約金額が採用されている。

iv 栃木県警察本部庁舎交流無停電電源設備等保守点検業務委託

指名競争入札参加 5 社

交流無停電電源設備等保守点検業務も設計価格が前回の契約金額を超えているため、予定価格には前回の契約金額が採用されている。

③検出事項

設計価格の見直し(意見)

上記 4 つの委託業務は、いずれも設計価格が前回の契約金額を超えているため、前回の契約金額が入札の予定価格となっている。前回の契約事業者は、企業努力により県の設計価格を下回る金額で落札しており、これ以上の設計価格の低減は、制度上または業務品質の確保の点から難しいことは理解できる。

しかし、昇降機設備保守点検業務は設計価格と前回契約金額の乖離が大きく、設計価格の低減の余地は少なからずあるように思われる。前回の契約事業者からヒアリングや業務内容の再検討を行い、設計価格の見直しに努めるべきである。

(2) 警備員指導教育責任者講習

①委託業務の内容

i 警備員指導教育責任者講習

警備業法第 22 条第 2 項第 1 号に規定されている講習である。警備業を営む者は、その営業所ごと、業務ごとに警備員指導教育責任者を置かなければならないことになっている。この警備員指導教育責任者となるための講習を委託している。

ii 検定合格者審査

警備員等の検定に関する規則附則第 7 条に規定する検定合格者審査における実技試験である。警備員検定は学科試験及び技能試験からなるが、学科試験は公安委員会が実施しており、技能試験のみを委託している。

なお受検者数が極めて少ないことから、委託の見直しを行い平成 23 年度から公安委員会が実施することとなった。

②委託業務の金額と契約期間

予算額 4,150 千円 決算額 1,759 千円

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間

③随意契約としている理由

警備員指導教育責任者講習の講師及び検定合格者審査の実技試験考査員は、社団法人全国警備業協会が実施する警備業講師講習会の課程を修了した者に限られ、この要件に該当する者を要する団体は、社団法人栃木県警備業協会の他にないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としている。

④業務委託の積算の根拠

講習ごとに、会場費、器材費、教育器材費、教材費、講師及び人件費を合計し、1 人当たり単価を積算している。

⑤検出事項

警備員指導教育責任者資格者証新規取得講習(3 号)の委託料積算内訳における会場費(指摘事項)

上記講習の委託単価の積算上、会場費として宇都宮文化会館の料金表を根拠としている。しかしながら参加人数等の関係で、実際の講習は県警機動センター内の会議室で行われており、委託先からはその会議室の使用料を徴収していない。委託料の根拠として会場費を含めている以上、無償での使用は論理的に矛盾しており、仮に無償での使用を認めるのであれば、委託料から会場費相当額を控除した金額を支払うべきである。

(3) 通信指令システム管理委託(地図自動現示システム)

①委託業務の内容

通信指令システムに登録されている住宅地図(住宅、道路・山岳地図)を更新し最新の地図を整備するための更新登録業務の委託である。

委託内容は以下のとおりである。

i 住宅地図

請負者は、別途発注する住宅地図用制御プログラム及び同地図データを更新し、システムへの登録を行う。

ii 道路・山岳地図

請負者は、別途発注する道路・山岳地図用制御プログラム及び同地図データを更新し、システムへの登録を行う。

iii 目標物データ

栃木県全域の目標物データの座標変更及び再登録を行う。

iv 更新データ

更新データについては、通信指令システムの署端末を含む関係端末に登録し、動作確認等を行う。

住宅地図の更新は、道路地図・住宅地図とも地図を読み込みデータ化するだけでなく、従前のデータ及び地図ソフトとの整合性等が必須である。このため、この業務は地図システムをソフト、ハードともに請け負った業者でないと対応できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約とし、見積もり合わせについては財務規則第 161 条第 1 項及び同運用通知第 161 条第 2 項第 2 号により省略している。

②検出事項

i 住宅地図更新登録(指摘事項)

年 度	住宅地図更新登録	バージョンアップ
平成 19 年度	7,558 千円	—
平成 20 年度	7,560 千円	7,560 千円
平成 21 年度	7,560 千円	—
平成 22 年度	7,612 千円	11,099 千円 (うちデータ代 3,591 千円)

委託料の設計書から契約金額のもとになる積算価格の算出方法を検討したところ、平成 19 年度から平成 22 年度まで毎年改定されていた。しかし、積算価額は平成 19 年度から平成 22 年度まで微増があるもののほぼ同一の金額であり、この積算価格に基づいた委託契約金額もほぼ同一の金額になっている。

住宅地図更新登録にかかる作業時間を平成 19 年度から平成 22 年度まで集計すると下記のとおりとなる。

年 度	作業時間
平成 19 年度	1,229.2 時間
平成 20 年度	1,292.2 時間
平成 21 年度	1,351 時間
平成 22 年度	808 時間

上記の表では、平成 22 年度は平成 19 年度より 421.2 時間、約 34%減少している。このように設計書の作業時間が大幅に減少しているにもかかわらず契約金額の引き下げができなかったのは、作業単価を引き上げているためである。今後は、委託料の設計書の精査を十分に行い、

作業時間等の減少をふまえて、価格が引き下げられるよう適正な予定価格を積算すべきである。

ii バージョンアップ(指摘事項)

道路・市街地図バージョンアップ委託では平成 22 年度の作業の委託料は 7,508 千円(バージョンアップデータ代 3,591 千円を含まない)で、平成 21 年度の委託料 7,560 千円からは若干減少しているものの、ほぼ横這いである。

上記 i と同じく作業時間を集計すると、平成 22 年度は 796 時間、平成 20 年度は 1,292.1 時間と 496.1 時間、約 38%減少している。バージョンアップでも i と同様に設計書の作業時間が大幅に減少しているにもかかわらず契約金額の引き下げができなかったのは、作業単価を引き上げているためである。今後は、委託料の設計書の精査を十分に行い、作業時間等の減少をふまえて、価格が引き下げられるよう適正な予定価格を積算すべきである。

(4) 重要犯罪捜査支援システムセンター装置保守点検業務委託

①委託業務の内容

現在、県内の主要幹線道路 100 箇所以上に重要犯罪捜査支援システム路上端末を整備しており、データは警察本部に送信され、盗難車両や家出人捜索、重要犯罪の捜査に役立てている。この捜査支援システム・サーバに要するメンテナンスと保守点検を外部委託している。

②随意契約としている理由

地方自治法第 167 条の 2 第 2 項第 1 号により随意契約としている。

その理由は、重要犯罪捜査支援システムについては、設置業務を委託した大手電機メーカー(以下、A 社とする)が独自に開発した製品であり、機器の点検・調整等保守管理についても、システムを開発した同社以外には対応できないためとしている。平成 19 年の重要犯罪捜査支援システム自体の導入では、業者選定委員会を開催してプロポーザル方式により、各社のシステムの性能を比較して最も性能の良い業者を決定し、契約している。

その結果、捜査支援システム・サーバと機械を一括して同じ A 社が受注している。以降、A 社が継続してサーバのメンテナンスと保守点検を受注している。

③契約金額と装置本体の導入価格及び時期

装置保守点検業務委託料：平成 21 年度から 3 年間(3 年間の継続契約)34,965 千円

1 年間当たり 11,655 千円

重要犯罪捜査支援システムセンター装置等の導入価格：1,228,500 千円

(平成 19 年度導入)

④システム導入業者とそのメンテナンス業者の固定化の懸念(意見)

平成 23 年度では、約 100 機の路上装置の増設を予定し、それに合わせて捜査支援システム・サーバも増設予定である。8 月に実施した競争入札の結果 A 社が落札したことから、今後のメンテナンスと保守点検も A 社への委託が予定されている。今後、重要犯罪捜査支援システムは全て A 社製で構築されることとなり、他社製品を接続するには中継装置が必要になることからコストの増加が見込まれ、他社の参入は難しい。このため、実質 A 社の独占的状态が続き、システム導入業者とそのメンテナンス業者の固定化が懸念される。

⑤警察内部における本システムのメンテナンス知識の保有(意見)

警察内部にサーバに精通した者が存在せず、本メンテナンスの設計書の項目も A 社の主導で作成されている。今後、簡単な点検・整備などは、警察内部で行い委託費を削減する努力が求められる。

(5)安全運転管理者講習委託

①委託業務の内容

普通自動車を 5 台以上保有する事業者は安全運転管理者を選定して警察署に届け出が必要となっており、安全運転管理者は年 1 回の講習の受講が義務付けられている。

この講習の実施を委託するのが安全運転管理者講習委託事業である。

②契約の方法及び契約金額

平成 22 年度までは社団法人安全運転管理者協議会(以下、協議会という)が随意契約により委託されていた。随意契約の理由は、道路交通法第 108 条第 2 項 3 号、道路交通法施行規則第 38 条第 3 項及び公安委員会の認定事業者であるというものである。

なお、平成 23 年度より同事業の委託は、一般競争入札が導入されたものの、入札参加者は協議会のみであった。

平成 22 年度の契約金額は、23,683 千円となっている。

③認定審査制度の周知(意見)

平成 23 年度より同事業の委託が、随意契約から一般競争入札に移行し、より競争性を高めることを指向していることは十分評価に値する。しかし、入札参加者は協議会のみであり一般競争入札を導入した効果が発揮されていない。協議会以外に入札の参加がなかったのは、入札参加資格が公安委員会の認定事業者に限定されたが、公安委員会の認定審査制度が広く周知されていなかったことが大きな要因であると考えられる。一般競争入札実施に先立ち、公安委員会の認定審査制度を広く周知し、一般競争入札の効果が発揮されるような入札参加者の増加を図ってゆくべきである。

(6) 放置車両確認事務委託

①委託業務の内容

平成 18 年 6 月 1 日に施行された改正道路交通法により、放置車両の確認事務及び放置駐車違反金関係事務の民間委託が可能になった。

この改正趣旨は、良好な駐車秩序の確立(違反者の逃げ得を防止し、使用者責任を追及して執行力を確保すること)及び警察力の合理的再配分(警察事務の合理化を図り、効率的な事務運営を図ること)の 2 点にある。

本県の民間委託事務は確認事務のみである。確認事務とは、放置車両の確認及び標章取付けに関する事務である。確認事務は受託法人(放置車両確認機関)が選任する駐車監視員が 2 名以上 1 組(1 ユニット)の単位で行う。平成 22 年度は、宇都宮地区 3 ユニット、小山地区 1 ユニットの合計 4 ユニットを導入した。

②契約の方法

公安委員会の登録を受けた法人を対象に、総合評価一般競争入札を実施している。

宇都宮地区も小山地区もそれぞれ総合評価委員会を設置して事業者選定の評価を行っている。評価委員会は、4 名からなる(県警交通部長、県警交通指導課長、学識経験者として弁護士 1 名、大学教授 1 名)。総合評価競争入札とすることについては、各委員から意見聴取のうえ、了承を得ている。

委託金額と契約期間

	契約期間	3 年間の委託金額	1 年当たりの委託金額
宇都宮地区	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	69,930 千円	23,310 千円
小山地区	平成 21 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで	24,437 千円	8,145 千円

宇都宮地区 3 ユニット、小山地区 1 ユニットの金額である。

放置駐車違反金の納入件数と納入金額

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件数(件)	3,827	4,878	5,599
金額(千円)	59,378	75,666	87,338

上表の過去 3 年間のデータでは、年々違反件数が増加しているが、この制度が導入された平成 18 年度以降、駐車監視員の取締り数は一律の増減傾向は認められず、年度により変動がある。

また、違反金の納入件数増加は、取締りの強化自体とは明確な相関関係は認められない。駐

車違反者数は、車両利用率の増加など経済状況やドライバーの法規遵守意識などの影響を強く受ける。このため、放置車両確認事務委託によって放置駐車違反金の納入件数が増加したものと考えるににくい。

③検出事項

- ・総合評価一般競争入札の手續の妥当性を検討するために、関係書類を閲覧した。

入札による確認事務の落札業者の選定過程に、特に問題は見られなかった。設定している審査項目は妥当と思われる、その配点に偏重も認められなかった。今後、交通事情の変動に合わせて、取締りの審査の項目や配点の変更が求められる。

- ・積算書を閲覧し、積算の妥当性を検討した。放置駐車車両確認事務の多くは人件費から構成され、必要となる社会保険料などの見積もりも妥当であった。

・平成 18 年 6 月 1 日に施行された改正道路交通法の趣旨は、良好な駐車秩序の確立と警察力の合理的再配分の 2 点にある。違反者の取締り数の増加や違反金徴収の増加を目的としていない。今後は、この目的により適合するためにも、市民の駐車違反の苦情や要望に弾力的かつ柔軟に対応し、放置車両の確認を行うことが求められる。

(7) 放置駐車違反管理システム改修

(警察庁システム機能改善に伴う放置駐車車両の管理システムの改修)

①委託業務の内容

放置駐車違反管理システムは、平成 18 年度から駐車対策法制が施行されたことに伴い、栃木県の放置駐車違反情報を一括管理し各種帳票を出力する他、警察庁と接続して、車両使用者情報、使用制限該当通知及び車検拒否情報等を受信する管理システムである。

業務委託の対象となったシステム改修は、平成 23 年 3 月までに実施される警察庁システム更新に合わせて、中型車両判定項目の追加及び車体番号 18 桁を 32 桁に対応等を全国一律に行うものである。

- ・委託金額：18,018 千円
- ・平成 22 年度の委託で、過去の委託はない

②随意契約としている理由

平成 18 年度の導入に際し、放置駐車違反管理システムは、大手電機メーカー(以下、B 社とする)が受注した。B 社は、現行システムの構築に確実な技術力、実績を有し、現行システムに精通した業者と判断し随意契約としている。

③放置駐車違反管理システム機材の導入業者への委託の継続(意見)

B社の放置駐車違反管理システム機材を導入しながら、他の業者にこの改修委託をすることは非効率である。このため、今回の改修に係る委託をB社に随意契約することには、一定の理解ができる。しかし、その機材の改良に係る項目は、導入業者が継続して受注することになり、他の企業の参入が阻まれる。自由競争を確保する工夫が求められる。

(8)交通管制施設保守管理委託

①委託業務の内容

交通管制施設(中央送受信装置及び端末制御装置、電子計算機及び周辺装置)の適正な維持管理を行うため、保守管理を委託するものである。

②契約金額及び契約期間

i 交通管制施設(中央送受信装置及び端末制御装置)保守管理

委託金額	48,825 千円
委託期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間

ii 交通管制施設(電子計算機及び周辺装置)保守管理

委託金額	630 千円
委託期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間

③契約の方法

i 交通管制施設(中央送受信装置及び端末制御装置)保守管理

地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号により指名競争入札としている。

ii 交通管制施設(電子計算機及び周辺装置)保守管理

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により随意契約としている。

上記の両保守管理業務委託は、更新等により委託する機器の数量が年度によって変わるおそれがあることから、単年度契約としている。

④検出事項

交通管制施設(中央送受信装置及び端末制御装置)保守委託設計書(指摘事項)
設計書及び契約金額は以下のとおりである。

(単位 千円)

設計書内訳	平成 22 年度	平成 21 年度
中央送受信装置	8,272	7,524
端末制御装置	32,262	33,012
計 (①)	40,534	40,536
諸経費 (① × 15%)	6,080	6,080
合計	46,614	46,616
委託価格	46,610	46,610

(契約金額)

(46,500 千円)

(46,200 千円)

設計書において、各保守業務の積算は技術者 1 人当たりの単価をもとに行われている。技術者 1 人当たりの単価は、平成 21 年度の 17,900 円から平成 22 年度には 17,600 円に約 1.7% 下落している。従って通常であれば、設計書の積算価格は低下するはずである。しかし、中央送受信装置の積算価格は、平成 22 年度に増加している。この原因は、中央装置システム定期保守の人員が前年度の 4 人から平成 22 年度の 8 人に倍増しているためである。これは、平成 21 年度までは、新たに管制信号機となった信号機についてのみ、定数設定を行っていたが、平成 22 年度からは、既設の管制信号機についても、交通量にそぐわない制御をしている信号機の調整(定数設定)も行うことに変更したことによるものである。このために中央送受信装置の積算価格が増加しているにもかかわらず、全体としての委託価格は平成 21 年度と平成 22 年度で同額に積算されている。委託価格が同額になったのは、恣意的な調整を行った訳ではなく、必要である業務を組み込んだところ偶然に同額になったものである、との説明を受けた。

設計書の委託価格の慎重な積算が求められる。

(9) 交通信号機保守委託

①委託業務の内容

交通信号機の適正な維持管理を行うため、保守管理を委託するものである。

②契約金額及び契約期間

契約金額 25,567 千円

委託期間 平成 22 年 6 月 7 日(契約日)から平成 23 年 3 月 31 日まで

③契約の方法

地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号により指名競争入札としている。

④検出事項

特になし。

(10) 指定自動車教習所職員講習

①委託業務の内容

道路交通法第108条の2第1項9号及び道路交通法施行規則第38条の3に規定されている講習である。自動車教習所職員の資質の向上を図り、もって優秀な運転者の育成を図ることを目的としたものである。

講習には、以下の3種類がある。

- ・自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行う職員に対する教習指導員講習
- ・技能検定を行う職員に対する技能検定員講習
- ・管理者を直接補佐する職員(「副管理者」といい、各教習所に1名以上置くように指導している)に対する講習

上記に該当する自動車教習所の職員は、概ね年に1回受講することが定められている。

②委託事業の金額と契約期間

予算額 4,136千円 決算額 3,977千円

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間

③随意契約としている理由

講習に必要なかつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会に認められる者で、社団法人栃木県指定自動車教習所協会の他に存在しないから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約としている。

④業務委託の積算の根拠

人件費、施設費及び物件費を合計し、1人当たり単価(1時間当たり)を積算した上で、各講習の所要時間を乗じることにより、講習ごとの1人当たり単価を積算している。

なお、上記の積算は、受講者から徴収する手数料について国が定めた積算根拠をもとに、栃木県の実状を加味して行われているとのことである。

⑤検出事項

i 委託単価積算の基礎となる物件費のうち、車両借上費(指摘事項)

受講者から徴収する手数料について国が定めた積算根拠では、車両借上費はコース使用料と合算で単価が計算されている。一方、県の委託単価の積算上は車両借上費のみであり、コース

使用料は含まれていない。これは、本県では県が保有する施設である栃木県運転免許センターにおいて講習が行われているためである。

計算上の単価は、コース使用料を含まない分、県の単価の方が、国の手数料積算単価よりも当然に低くなっているが、1時間当たりの経費の計算結果を見ると、県の委託単価が国の手数料積算単価を上回っている。これは、国の手数料は、技能検定員講習で3台4時間、延べ12時間、教習指導員講習では3台3時間で延べ9時間という前提で積算を行っているところ、県の委託費はいずれも30人、延べ30時間で積算を行っていることによるものである。1時間当たりの経費の算定に当たっては、国、県とも30人をベースに計算を行っており、車両の利用に関して時間が異なることはないと思われる。このように1時間当たりの経費の計算が過大となっており、結果として県の委託単価は過大となっている。

ii 積算単価の計算における加重平均係数(指摘事項)

積算単価の計算において、教習指導員講習、技能検定員講習、副管理者講習の受講者数を前提とした加重平均係数を用いている。この加重平均係数については、受講者から徴収する手数料について国が定めた積算において用いられた加重平均係数をそのまま使用しており、栃木県の実状や過年度の実績は加味されていない。

加重平均係数を使用する際には、国が手数料の積算において用いた加重平均係数をそのまま使用するのではなく、栃木県の実態を反映した加重平均係数を用いるか、もしくは加重平均係数を使用せず、各講習別に委託単価を積算すべきである。

(11) 運転免許センター施設管理委託

① 委託業務の内容及び契約金額、契約期間

運転免許センター施設管理業務の内容は以下のとおりである。

i 中央監視装置監視等業務委託

委託期間 平成21年4月から平成24年3月

委託金額 40,796千円(年間13,599千円)

ii センター庁舎清掃業務委託

委託期間 平成21年4月から平成24年3月

委託金額 20,412千円(年間6,804千円)

iii センター緑地管理業務委託

委託期間 平成21年4月から平成24年3月

委託金額 12,915千円(年間4,305千円)

iv 中央監視装置保守点検業務委託

委託期間 平成21年4月から平成24年3月

委託金額 23,134千円(年間7,712千円)

②契約方法

i 中央監視装置監視等業務委託

指名競争入札参加 3 社

設計価格が前回の契約金額を超えているため、予定価額には前回の契約金額が採用されている。

ii センター庁舎清掃業務委託

指名競争入札参加 4 社

設計価格が前回の契約金額を超えているため、予定価額には前回の契約金額が採用されている。

iii センター緑地管理業務委託

指名競争入札参加 5 社

設計価格が前回の契約金額を超えているため、予定価額には前回の契約金額が採用されている。

iv 中央監視装置保守点検業務委託

随意契約

中央監視装置本体及びソフトを納入したメーカー系列の保守専門業者に随意契約で委託されている。

③検出事項

設計価格の見直し(意見)

上記 3 つの委託業務は、いずれも設計価格が前回の契約金額を超えているため、前回の契約金額が入札の予定価額となっている。前回の契約事業者は、企業努力により県の設計価格を下回る金額で落札しており、これ以上の設計価格の低減は、制度上または業務品質の確保の点から難しいことは理解できる。

しかし、センター緑地管理業務は設計価格と前回契約金額の乖離が大きく、設計価格の低減の余地は少なからずあるように思われる。前回の契約事業者からヒアリングや業務内容の再検討を行い、設計価格の見直しに努めるべきである。

(12) 被留置者診療委託

①委託業務の内容

被留置者診療とは、被留置者の勾留期間中に行われる診療である。

警察署長は、被留置者が「負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき」及び「飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき」には、速やかに委託する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置をとることが求

められている(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 201 条第 1 項)。

i 医療費の負担

被留置者の警察勾留中は、被留置者の国民健康保険、社会保険等を使った診療を受けることができない(健康保険法第 118 条第 1 項第 2 号)。被留置者の勾留期間中の医療費は、原則として警察が全額負担することとなっている。

ii 診療報酬の算定

健康保険法の規定に基づき、診療の都度、各医師が診療報酬を算出する。

iii 契約方法

県と各担当医との間で、警察署ごとに随意契約が結ばれている。

随意契約としている理由は、診療対象者及び診療場所等の特殊性から、その業務に精通、熟知した医師が適任であるためである。特殊性とは、被留置者が診察中に逃走の危険がある場合もあり、また、医院での治療中に外部の者と接触できないような配慮を要すること等である。

iv 診療費執行状況

過去 5 年間の執行実績は、以下の通りである。

	疾患の実人員(人)	診療費(千円)	実人員 1 人当たりの診療費(単位:円)
平成 18 年度	2,997	36,368	12,135
平成 19 年度	2,887	36,789	12,743
平成 20 年度	2,745	33,730	12,288
平成 21 年度	2,741	35,582	12,981
平成 22 年度	2,823	39,131	13,862

②検出事項

i 担当医の長期化(意見)

同一の担当医が長年継続して委託を受けている。宇都宮中央警察署を例にとると、5 年を超えて長年にわたり委託が継続している医師もいる。各担当医の長期化を見直すことも検討すべきである。

ii 診療報酬明細書の検証(意見)

各担当医が被留置者の診療を行った後に、医師自ら診療報酬明細書を作成して診療報酬の請求を行う。その際、請求内容の検証や治療の必要性まで踏み込んだ検査がされておらず、診療

報酬明細書通りの支払がされている。しかし、全件の診療報酬明細書の検証は、事務量から困難と思われる。このため、一定の基準を設けて高額な診療報酬だけでも、診療報酬明細書の検証を行うべきである。

(13) 更新時講習

① 委託業務の内容

i 優良運転者講習

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号、道路交通法施行規則第 38 条第 11 項第 1 号表第 1 欄 1 に規定されている講習である。

対象となるのは優良運転者であり、その定義は以下のとおりである。

- a 更新日等までに継続して免許(仮免許を除く)を受けている期間が継続して 5 年以上である者で、
- b 過去 5 年間「無事故、無違反」であり、
- c かつ、酒酔い運転、共同危険行為、速度 30km 超過禁止違反等の「重大違反のそそのかし行為」等を行っていない者

ii 一般運転者講習

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号、道路交通法施行規則第 38 条第 11 項第 1 号表第 1 欄 2 に規定されている講習である。

対象となるのは一般運転者であり、その定義は以下のとおりである。

- ・上記 a 及び c に該当する者であって、過去 5 年間「軽微な違反(違反点数 3 点以下)」が 1 回の者

iii 初回更新者講習

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号、道路交通法施行規則第 38 条第 11 項第 1 号表第 1 欄 4 に規定されている講習である。

対象となるのは初回更新者であり、その定義は以下のとおりである。

- ・上記 b 及び c に該当する者であって、免許取得後、初めて免許証を更新する者(但し、免許の継続経過年数が 5 年未満の者に限る)

iv 違反運転者等講習

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号、道路交通法施行規則第 38 条第 11 項第 1 号表第 1 欄 3 に規定されている講習である。

対象となるのは違反運転者等であり、その定義は以下のとおりである。

上記 a に該当する者であるが

- ・6点以上の違反行為または2回以上の「軽微な違反(違反点数3点以下)」を行った者
- ・酒酔い運転、共同危険行為、速度30km超過禁止違反等の「重大違反のそそのかし行為」等を行った者
- ・人身事故、または「あて逃げ」や建造物損壊を伴う物損事故を行った者

②委託業務の金額と契約期間

予算額 228,419千円 決算額 207,447千円

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間

③随意契約としている理由

本業務は、道路交通法施行規則第38条の3に基づき公安委員会が組織及び能力を有すると認められた法人に委託をするものであるが、この要件を満たすものは、交通安全協会と公安委員会指定自動車教習所以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約としている。

但し、講習区分により場所に関する制限があることから、交通安全協会との契約は、運転免許センターで実施する「優良運転者講習」、「一般運転者講習」、「違反運転者等講習」及び「初回更新者講習」、警察署で実施する「優良運転者講習」及び「一般運転者講習」とする。公安委員会指定自動車教習所との契約は、「違反運転者等講習」及び「初回更新者講習」とする。

④業務委託の積算の根拠

講習ごとに、1人当たり人件費、施設費及び物件費を合計し、単価を積算している。

なお、上記の積算は、受講者から徴収する手数料について国が定めた積算根拠をもとに、栃木県の実状を加味して行われているとのことである。

⑤検出事項

i 委託料積算内訳における人当庁費(指摘事項)

委託料積算の内訳として、物件費の中に「人当庁費」という項目が含まれている。この人当庁費の定義や具体的な内容について質問したところ、明確な回答が得られなかった。人当庁費については、受講者から徴収する手数料について国が定めた積算において用いられた金額をそのまま使用しているとのことであるが、定義や具体的な内容も不明な項目を積算根拠に含めることは合理的ではない。

またこの項目は、更新時講習にのみ含まれており、同様に交通安全協会及び公安委員会指定自動車教習所に委託している他の業務、例えば、仮免許試験等補助業務、高齢者講習、認知機能検査には含まれていない。

現下の厳しい県の財政状態等を鑑みれば、また、地方分権という時代の流れの中で、国が手数料の積算において用いた項目だからといって、それをそのまま使用するのではなく、その内

容をきちんと確認した上で、積算に含めるか否かを検討し、不必要なものであれば委託料に含めるべきではない。

ii 単価契約の妥当性(意見)

平成 22 年度における更新時講習の委託費は単価契約、すなわち 1 人当たり単価に受講者数を乗じることにより委託費の支払を行う契約となっており、1 人当たり単価は、国が手数料の積算において用いた講習の実施回数に基づいて計算されている。

更新時講習のうち、初回更新者講習と違反運転者等講習について、年間受講者数の実績を教習所別にみると、前者については受講者数が最も多い教習所における受講者数は、受講者数が最も少ない教習所における受講者数の約 67 倍、後者については約 74 倍となっている。受講者数の多寡により各講習の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費(特に間接固定費)の実際発生額(配賦額)も教習所ごとに大きく異なるはずである。このように、更新時講習を全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。例えば、教習所ごとの年間見積もり講習実施回数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績との差額を調整するような形も検討すべきである。

(14) 仮免許試験等補助業務(試験補助、作成交付)

①委託業務の内容

i 仮運転免許試験補助事業

指定自動車教習所の入所者に対する仮運転免許の試験は、当該教習所の管理者又は管理者を直接補佐する職員が立会い、県警交通部運転免許管理課の職員又は当該教習所の所在地を管轄する警察署の職員の指導のもとに実施されることになっている。この仮運転免許の試験の補助事務、より具体的には問題用紙の保管、配布、回収、採点及び視力検査等の事務である。

ii 仮運転免許証作成交付事務

上記仮運転免許試験の合格者に対する、仮運転免許証の作成及び交付の事務である。

②委託業務の金額と契約期間更新時期

予算額 26,133 千円 決算額 24,298 千円

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間

③随意契約としている理由

道路交通法第 108 条第 1 項の規定に基づく本業務の委託先については、道路交通法施行規則第 31 条の 4 の 2 に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とされており、公安委員会が認める法人は、交通安全協会外 35 社(公安委員会指定自動車教習所)であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の

規定による随意契約としている。

④業務委託の積算の根拠

講習ごとに、会場借り上げ費、人件費及び物件費を合計し、単価を積算している。

なお、上記の積算は、受講者から徴収する手数料について国が定めた積算根拠をもとに、栃木県の実状を加味して行われているとのことである。

⑤検出事項

単価契約の妥当性(意見)

平成 22 年度における仮免許試験等補助業務の委託費は単価契約、すなわち 1 件当たり単価に受講者数を乗じることにより委託費の支払を行う契約となっており、1 件当たり単価は、国が手数料の積算において用いた講習の実施回数に基づいて計算されている。

年間件数の実績を委託先である教習所別にみると、仮運転免許試験補助については件数が最も多い教習所における件数は、件数が最も少ない教習所における件数の約 10 倍、仮運転免許証作成交付事務については約 11 倍となっている。件数の多寡により、例えば仮運転免許試験の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費(特に間接固定費)の実際発生額(配賦額)も教習所ごとに大きく異なるはずである。このように、仮運転免許試験等補助業務を全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。例えば、教習所ごとの年間見積もり件数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績との差額を調整するような形も検討すべきである。

(15) 高齢者講習

①委託業務の内容

運転免許証の更新を受けようとする者のうち、更新期間満了日における年齢が 70 歳以上の者に対する講習である。75 歳未満と 75 歳以上、また 75 歳以上については、次の(17)で述べる認知機能検査の結果により、講習の内容が異なる。

②委託業務の金額と契約期間

予算額 153,775 千円 決算額 182,843 千円

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間

なお、決算額が予算額を約 19%も超過しているのは、高齢者講習については、免許期間満了日の 6 箇月前から受講できることから、本年度は前倒しで受講する者が見込みよりも多数いたことに起因するものである。

③随意契約としている理由

本業務は、道路交通法施行規則第 38 条の 3 に基づき公安委員会が組織及び能力を有すると認められた法人に委託をするものであるが、この要件を満たすものは、県内 35 箇所の栃木県指定自動車教習所以外にないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としている。

④業務委託の積算の根拠

講習ごとに、1 人当たり人件費、施設費及び物件費を合計し、単価を積算している。

なお、上記の積算は、受講者から徴収する手数料について国が定めた積算根拠をもとに、栃木県の実状を加味して行われているとのことである。

⑤検出事項

単価契約の妥当性(意見)

平成 22 年度における高齢者講習の委託費は単価契約、すなわち 1 人当たり単価に受講者数を乗じることにより委託費の支払を行う契約となっており、1 人当たり単価は、国が手数料の積算において用いた講習の実施回数に基づいて計算されている。

高齢者講習のうち、75 歳未満と 75 歳以上に分けて、年間受講者数の実績を教習所別にみると、前者については受講者数が最も多い教習所における受講者数は、受講者数が最も少ない教習所における受講者数の約 8 倍、後者については約 6 倍となっている。受講者数の多寡により各講習の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費(特に間接固定費)の実際発生額(配賦額)も教習所ごとに大きく異なるはずである。このように、高齢者講習を全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。例えば、教習所ごとの年間見積もり講習実施回数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績との差額を調整するような形も検討すべきである。

(16) 認知機能検査

①委託業務の内容

運転免許証の更新を受けようとする者で更新期間満了日における年齢が 75 歳以上の者に対して、高齢運転者の車の安全な運転を支援するための「記憶力・判断力」に関する認知機能検査の実施である。

②委託業務の金額と契約期間

予算額 9,637 千円 決算額 13,664 千円

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間

なお、決算額が予算額を約 42%も超過しているのは、認知機能検査については、免許期間満

了日の6箇月前から受検できることから、本年度は前倒しで受検する者が見込みよりも多数いたことに起因するものである。

③随意契約としている理由

本業務は、道路交通法第108条の規定に基づき、公安委員会がその設備及び能力を有すると認められた法人に委託をするものであるが、それらの要件を満たすものは、栃木県内35箇所の公安委員会指定自動車教習所以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約としている。

④業務委託の積算の根拠

1人当たり人件費、施設費及び物件費を合計し、単価を積算している。

なお、上記の積算は、受講者から徴収する手数料について国が定めた積算根拠をもとに、栃木県の実状を加味して行われているとのことである。

⑤検出事項

i 単価契約の妥当性(意見)

平成22年度における認知機能検査の委託費は単価契約、すなわち1人当たり単価に受検者数を乗じることにより委託費の支払を行う契約となっており、1人当たり単価は、国が手数料の積算において用いた検査の実施回数に基づいて計算されている。

認知機能検査の年間受検者数の実績を教習所別にみると、受検者数が最も多い教習所における受検者数は、受検者数が最も少ない教習所における受検者数の約6倍となっている。受検者数の多寡により検査の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費(特に間接固定費)の実際発生額(配賦額)も教習所ごとに大きく異なるはずである。このように、認知機能検査を全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。例えば、教習所ごとの年間見積もり検査実施回数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績との差額を調整するような形も検討すべきである。

ii 委託費の積算における会場借上費(指摘事項)

委託費の積算上、会場借上費が含まれる場合が多い。その金額の根拠となる会場について、単なる講習等のためごく普通の会議室を借りれば済むような場合でも、ある委託業務では県有施設であったり、また別の委託業務では民間施設であったりと一定しておらず、起案担当者により異なっている。認知機能検査の委託のみに係る問題ではないが、起案者によって会場借上費積算の根拠となる会場費が異なることのないよう、少なくとも警察本部全体で統一した基準を作り、運用すべきである。

Ⅷ 緊急雇用対策として実施した委託業務

1. 概要

(1) 高齢者交通安全パトロール隊業務委託

高齢者交通安全パトロール隊業務とは、緊急雇用対策の一環として、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、雇用・就業の機会を創出・提供することを目的とする事業である。

事業の内容は以下のとおりである。

- ・高齢者等に対する街頭広報活動
- ・高齢者世帯に対する訪問指導活動
- ・警察署が実施する交通安全活動に対する支援活動
- ・交通ボランティア団体に対する支援活動
- ・交通安全施設点検活動

(2) 防犯対策支援事業(防犯パトロール隊)

現下の雇用失業情勢により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ることを目的とする事業である。

事業の内容は以下のとおりである。

- ・振り込め詐欺被害防止広報啓発活動
- ・子供に対する犯罪被害防止広報啓発活動
- ・身近な犯罪等の連続発生場所周辺における被害防止広報活動
- ・防犯ボランティア団体に対する支援活動
- ・その他、犯罪被害防止に関する諸活動

2. 監査の概要

下記事項について関係資料を閲覧し、関係者に質問をした。

- (1) 契約の方式及び相手方の選定方法が適正か、委託理由に合理性があるか
- (2) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- (3) 委託料の算定方法は適正か
- (4) 委託契約は適法で、支払は正確か、委託料は業務内容に対し適正な水準か
- (5) 委託先では業務コストの削減努力が行われているか
- (6) 委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

3. 監査の結果

(1) 高齢者交通安全パトロール隊業務委託

①委託先、委託期間及び委託金額

高齢者交通安全パトロール隊業務は交通安全協会に委託されており、委託期間は平成 22 年 9 月 22 日から平成 23 年 3 月 31 日までとなっている。委託金額は、当初 83,055 千円であったが、平成 23 年 3 月 31 日付けで 82,709 千円に減額されている。

②契約方法

契約方法は、3 社が参加した一般競争入札が行われ、交通安全協会が落札している。

③検出事項

失業者を 54 名新規雇用(雇用期間 6 箇月以内)する計画だったが、実際の雇用者は 52 名であり、計画より 2 名少ない期間が生じた。これは、退職者の発生に伴い、一定期間のみ雇用者の補充が間に合わない期間が生じたためであり、委託金額の減額に伴う契約の変更は適切に実施されて、特に問題はなかった。

(2) 防犯対策支援事業(防犯パトロール隊)

随意契約で防犯協会に委託されている。委託金額は 202,552 千円である。

実績報告書によると歳入(受託収入)決算額と歳出決算額の差額は 534 円でほぼ収支は一致している。契約金額は、防犯協会が作成した見積書に基づいて締結されている。見積書、予算額及び決算額の内訳を示すと次のとおりである。

(単位：千円)

科目	見積書	予算現額	決算額	予算残額
人件費	154,535	140,383	140,382	0
広報費	200	18,106	18,105	0
車両維持費	6,300	5,889	5,888	0
備品費	0	1,831	1,830	0
消耗品費	2,729	835	853	18
通信運搬費	0	1,602	1,601	0
賃借料	264	1,040	1,039	0
車両借上費	11,340	14,751	14,550	200
会議費支出	0	608	607	0
支払手数料	0	120	115	4
雑支出	0	△113	76	△189
諸経費	17,536	0	0	0
(上記消費税)	9,645	0	0	0
繰入金支出	0	17,500	17,500	0
合計	202,552	202,552	202,551	0

上記の内訳から次の事が指摘できる。

①見積書(指摘事項)

見積書は、主管する生活安全企画課が提示した設計書を参考にして作成したものと考えられ、この中の諸経費は、人件費と物件費の合計の10%を計上したものであり10%の根拠は特に見当たらず、見積書は十分に検討され作成されているものとは認められない。

②広報費(指摘事項)

広報費については、見積書で200千円計上されていたものが、当初予算で13,000千円、予算現額では18,106千円にも増加して予算編成されている。通常、このような急激な増額は有り得ない。その理由について十分な説明が求められ、明らかにすべきである。

③繰入金支出(指摘事項)

見積書では諸経費が17,536千円で計上されているが、予算現額及び決算額はゼロである。しかし、ほぼ同額の17,500千円が繰入金支出とされており、見積書上の諸経費分は繰入金支出になっているものと考えられる。

繰入金支出の備考欄には事業運営経費として記載されているが、防犯パトロール事業には管理費を按分して計上しておらず、誤った認識である。管理費を差し引いたとしても、その差額は余剰金と認識すべきである。

④決算額(指摘事項)

決算額については、上記のとおり繰入金支出として17,500千円が計上されている。

防犯協会の平成22年度の収支計算書総括表の防犯パトロール事業会計で同じく17,500千円が事業活動支出の部で繰入金支出として計上されている。

この会計処理は、防犯パトロール事業会計の余剰金つまり利益を他会計へ振替える処理である。防犯協会としては、防犯パトロール事業会計の事業活動収支差額として、繰入金支出を控除した534円を収支差額と認識していた。本来は、繰入金支出を控除する前の17,500,534円から按分された管理費を差し引いた額を事業活動収支差額として認識すべきであった。

平成21年度でも同様に、収支計算書総括表の防犯パトロール事業会計の事業活動収支差額が繰入金支出である16,400千円から按分された管理費を差し引いた額だけ過少に認識されている。

⑤業務委託費の返還(指摘事項)

県が防犯協会と締結した業務委託契約書によれば、第3条(委託料)で業務委託に要する経費として金202,552千円を超えない範囲以内で支払うものとし、第13条(額の確定)第2項で前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に充当した委託料の額と第3条に規定する委託料の額のいずれか低い額とすると規定されている。従って、実支出に充当した委託料は、繰入金17,500千円を差し引いた後の185,052千円をもって確定額とするべきであり、県は防犯協会に対して17,500千円から管理費等を精算した残額の返還を求めるべきである。

平成21年度についても同様に、県は防犯協会に対して16,400千円から管理費等を精算した残額の返還を求めるべきである。

⑥検査不備(指摘事項)

上記⑤の業務委託契約書では、第11条(業務実績の報告及び検査)、第12条(雇用実績の報告及び検査)及び第23条(業務の調査等)の規定により検査及び調査をすることになっている。しかし、検査担当者は企業会計や公益法人会計に対する認識が不足していると考えられ、これらの検査等の実施が不十分である。

平成21年度の防犯対策支援事業についても、上記①から⑤までの指摘事項が見受けられる。平成21年度の検査が十分に実施され、問題点を検討して改善が行われていれば、平成22年度においては上記①から⑤までの指摘事項の発生が未然に防止できたものと考えられる。

(以上)